

「(仮称) 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」

の策定に向けた

意 見

平成 20 年 10 月

「(仮称) 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」検討懇談会



## はじめに

「(仮称) 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」検討懇談会は、犯罪のない安全で安心なまち（以下「安全で安心なまち」という。）の実現に向けて、安全で安心なまちづくりの望ましいあり方や必要な施策について検討するために設置されました。

この検討懇談会の開催に際して、札幌市から提示された協議・検討事項及び具体的な検討テーマは、以下のとおりです。

-協議・検討事項-
○安全で安心なまちづくりのあり方
○条例に必要な事項に関する基本的な考え方
○安全で安心なまちづくり促進のための方策
○その他懇談会において必要とされた事項

-検討テーマ-
・ 市民や事業者の皆さん、地域ぐるみでできること
・ 大切な「心がまえ」
・ 札幌市に求められる取組
・ 犯罪被害者等への支援

これらのテーマについて、これまで計5回の検討懇談会を開催し、各委員の経験に基づくさまざまな意見を交換してきました。

このたび、これらの意見を整理し、意見書としてまとめましたので、本書のとおり提出いたします。

この意見書が、「(仮称) 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」の検討を行う際の基本となることを望みます。

平成 20 年 10 月 2 日

「(仮称) 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」検討懇談会

座長 千 葉 卓

I	委員名簿	1
II	懇談会の検討経過	2
III	意見の概要	3
1	安全で安心なまちづくりを進める上での基本的考え方	3
(1)	市民の自主・自立性に支えられた安全で安心なまちづくり	3
(2)	日常の「気遣い合い」が基本	3
(3)	防犯活動は地域のつながりづくり	3
(4)	多様な価値観との共存は、住民議論で	3
(5)	福祉などの他の分野との連携	4
(6)	地域の課題や実情に応じた取組	4
2	安全で安心なまちづくりを進めていくための	
	主体（市民・事業者・市）の役割	5
(1)	地域活動の第一歩は家庭から	5
(2)	防犯への関心を高める	5
(3)	地域活動の立ち上げや参加のきっかけづくりが重要	5
(3)	事業者も安全で安心なまちづくりの担い手	6
(4)	札幌市は、安全・安心のためのメニューづくりを	6
3	安全で安心なまちづくりを進めていく上で	
	札幌市に求める具体的な取組	7
(1)	防犯意識の高揚	7
ア	さまざまな世代との連携促進を	7
イ	地域ごとの取組や意識の差を埋めるためにも、 参加のきっかけづくりを	7
ウ	活動への励みにつながる顕彰制度の創設を	7
エ	地域防犯活動の積極的な広報を	8
(2)	情報の共有～犯罪情報の共有を妨げるバリアーの解消を～	8

(3) 地域防犯活動への支援～活動継続のための支援を～	8
(4) 安全・安心の視点による公共施設等の整備	
～環境（ハード）の安全性の向上を～	8
(5) 連携の強化～組織横断による安全・安心の推進を～	9
(6) 犯罪被害者等への支援	9
ア 犯罪被害者の相談窓口の設置を	9
イ 犯罪被害者からの相談に適切に応じられる人材の育成を	9
ウ 犯罪被害者に関する報道	9
IV 条例の制定に向けて	10
V 検討に当たって参考とした資料	11
検討懇談会（第1回）資料	12
検討懇談会（第2回）資料	36
検討懇談会（第3回）資料	40
検討懇談会（第4回）資料	44
検討懇談会（第5回）資料	50

## I 委員名簿

---

(座長)	ちば 千葉	たかし 卓	北海学園大学 教授
	おざさ 小篠	たかお 隆生	北海道大学大学院 准教授
	こいずみ 小泉	あきのぶ 詔信	札幌市商店街振興組合連合会 副理事長
	すどう 須藤	ともこ 智子	公募
	たかすぎ 高杉	みねよ 峯代	(社)札幌消費者協会 理事
	つつい 筒井	あきお 昭雄	(財)北海道防犯団体連合会 専務理事
	つもと 津元	まみえ 万美江	札幌市PTA協議会 副会長 <sup>※1</sup>
	なべや 鍋谷	のりこ 紀子	公募
	まつざか 松坂	きみこ 君子	山口団地連合自治会 会長
	もりた 森田	けいぞう 圭三	札幌市PTA協議会 副会長 <sup>※2</sup>
	もりの 森野	すみこ 寿美子	札幌市青少年育成委員会 東区北光地区代表幹事

(敬称略・座長のほか五十音順)

※1 平成20年6月2日から

※2 平成20年6月1日まで

## II 懇談会の検討経過

	開催検討懇談会での主な議論
第1回 4月24日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 条例制定に係る背景及び必要性について</li> <li>○ 懇談会の運営について</li> <li>○ 犯罪のない安全で安心なまちづくりの概況について</li> <li>○ 札幌市内における犯罪情勢</li> <li>○ 生活安全条例の概要について</li> <li>○ ヒアリング調査等の結果について</li> <li>○ 条例の構成イメージについて</li> </ul>
第2回 6月2日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 犯罪のない安全で安心なまちづくりを実現するに当たっての意見交換 (検討のテーマ) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民や事業者の皆さん、地域ぐるみでできること</li> <li>・ 大切な「心がまえ」</li> <li>・ 札幌市に求められる取組</li> </ul> </li> </ul>
第3回 7月7日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 犯罪のない安全で安心なまちづくりを実現するに当たっての意見交換 (検討のテーマ) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前回課題の継続検討</li> <li>・ 犯罪被害者等への支援</li> </ul> </li> </ul>
第4回 8月5日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ これまでの議論を踏まえた方向性の確認と総括及びその他懸案事項の検討について</li> </ul>
第5回 9月25日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 意見書のとりまとめについて</li> </ul>

### Ⅲ 意見の概要

---

#### 1 安全で安心なまちづくりを進める上での基本的考え方

近年、札幌市内の多くの地域において、子どもの見守りをはじめとした防犯活動が活発に行われていることなどから、平成14年以降の札幌市内の犯罪認知件数は、着実に減少しています。

この検討懇談会では、犯罪被害に遭う市民が一人でも少ない安全に安心して暮らせるまちづくりを進める際に、大切にしなければならない心がまえとして、どのようなことがあるのか、といった点について意見を交換しました。

##### (1) 市民の自主・自立性に支えられた安全で安心なまちづくり

安全で安心なまちづくりは、地域防犯活動などを町内会や自治会に任せきりにしたり、参加を強要したりするのではなく、「自分たちの子どもや地域は自分たちで守ろう」といった市民一人ひとりの自主・自立の意識に支えられていることが大切です。

##### (2) 日常の「気遣い合い」が基本

安全で安心なまちづくりは、個人のプライバシーに配慮しつつ、隣近所のことを気遣う意識を持って進めていくことが大切です。そのためには、「あいさつ、見守り、助け合い」を基本に、日常の地域の絆づくりを進めていくべきだと考えます。このような地域の絆づくりを通じて、地域の人たちがもっとふれあえる機会を増やし、世代を超えて多くの人たちが協力し合っていけるような地域が望ましいと考えます。

##### (3) 防犯活動は地域のつながりづくり

地域における防犯パトロールを実施することによって、これまで住民を悩ましていた犯罪が減少したという実例があります。防犯パトロールをはじめとする地域防犯活動には、このような直接的な効果の他にも、活動を通じて地域住民同士が知り合う機会が多くなることから、地域のつながりが生まれ、地域コミュニティの活性化につながるといった大きな効果もあると考えます。

##### (4) 多様な価値観との共存は、住民議論で

地域が抱える課題には、さまざまなものがあります。また、そのような課題に対する住民の考え方・価値観もさまざまです。

ある地域では、公園の木々が鬱蒼<sup>うっそう</sup>として防犯上問題があるという考えと、公園の



自然を大切にしようという考えとが対立したことがありました。しかし、この地域では、緑を保全する場所と防犯対策を行う場所を住民同士の話し合いによって決め、その公園を安全で生き生きとしたものに変えることができたのです。

さまざまな価値観がぶつかり合うとき、大切なのは、ひとつの価値観のみによるのではなく、地域ぐるみで議論を重ね、多様な価値観が共存できる方向を探ることだと考えます。

#### **(5) 福祉などの他の分野との連携**

高齢者を狙った振り込め詐欺に代表されるように、近年、高齢者に対する防犯対策の重要性がますます高まっています。

こうした犯罪被害に遭わないためにも福祉の分野との連携は欠かせません。また、美化活動や花植え活動といった環境の分野など、連携することでさらに安全で安心なまちにつなげていくことができる取組も地域には数多く存在します。

このように、安全で安心なまちづくりは、地域におけるさまざまな分野と連携しながら、総合的に進めていくことが大切です。

#### **(6) 地域の課題や実情に応じた取組**

多くの人が行き交う繁華街・商店街と人々が暮らす住宅街とでは、安全で安心なまちづくりに関する課題は、自ずと異なります。

また、高齢者が多い地域では、主に振り込め詐欺などへの対策が求められますし、共稼ぎや単身世帯が多い地域では、空き巣をはじめとする侵入盗などへの対策が求められます。

一方で、防犯活動が活発な地域もあれば、活動の担い手不足といった課題を抱えている地域もあります。

安全で安心なまちづくりを進める上では、こうした地域の課題や実情、住民の意向に応じた取組を考えていくことが大切です。

## 2 安全で安心なまちづくりを進めていくための主体（市民・事業者・市）の役割

犯罪被害に遭う市民が一人でも少ない安全に安心して暮らせるまちの実現に向けては、行政や関係機関だけではなく、市民や事業者が、お互いに力を合わせて進めていくことが大切です。

そこで、安全で安心なまちづくりを進める上で、市民、事業者、市のそれぞれができることや役割には、どのようなことがあるのか、といった点について意見を交換しました。

### (1) 地域活動の第一歩は家庭から

1(2)でも述べたとおり、安全で安心なまちづくりを進める上では、「あいさつ、見守り、助け合い」を基本として、隣近所のことを気遣う意識が大切ですが、残念ながら最近では、目の前で困っている人がいても何もしないという互いに無関心な場面も見られます。

人を気遣うという心をはぐくむには、何よりも家庭の役割が重要です。そして、そうした心をもった子どもたちがいずれ成長し、地域のさまざまな人と関わりながら、地域の活動に対する理解を深めていくことが望まれます。

### (2) 防犯への関心を高める

札幌市内における犯罪の大部分を占めるのは、空き巣や車上ねらいなどの窃盗犯です。また、振り込め詐欺による被害が近年急増しています。しかし、自分は被害に遭わないと思っている人も多く、自らの対策への関心は高いとはいえません。これは、身近な犯罪を防ごうと地域で行われている防犯活動への関心についても同じことがいえます。

被害に遭わないための対策を一人ひとりがあらかじめ知っておくことや、地域で行われている防犯活動への関心を高めていくことは、とても大切なことだと考えます。

### (3) 地域活動の立ち上げや参加のきっかけづくりが重要

札幌市内には、防犯を含めた地域活動に対する関心が低かったり、時間がないといった理由で活動が活発にならないといった地区もあります。

このような場合には、できる範囲で通勤帰りに子供の見守りに協力してもらったり、花植えや休日にイベントを開催するなど、活動への参加づくりに関するきっかけをつくる必要があります。

また、少しでも多くの人の協力を得るためには、熱意を持って呼びかけたりすることも大切です。

このように、防犯をはじめとする地域活動の立ち上げには、誰もが気軽に参加できるきっかけづくりが大切になります。

#### **(4) 事業者も安全で安心なまちづくりの担い手**

札幌市内では、一般の住宅に比較して店舗と駐車場での犯罪が多い傾向にあります。

事業者自らが店舗等の安全を確保することはもちろん、地域の学生と連携することによって取組を活性化させたり、町内会や警察と協力して防犯シール・ステッカーを作製しているといった実例があります。また、トラックが子どもの見守りを兼ねて商品の配送を行ったり、不審者から子どもを守るための拠点として協力するような取組を行っています。

地域住民との連携促進や安全で安心なまちづくりを効果的に推進するためには、事業者も地域の安全確保に協力することが大切です。

#### **(5) 札幌市は、安全・安心のためのメニューづくりを**

環境美化や子ども見守りなど、地域活動が活発に行われている地域は、犯罪を行おうとしている者に対して一定の警戒感を与えるため、一般に犯罪の発生しにくい地域だと言われています。

こうしたことから、自分たちの住む地域の安全を高めていくために、市民はさまざまな活動を通じて地域に関わる大切であり、このような取組を効果的に推進するためのメニューづくり、環境づくりについては、札幌市が全体を見ながら適度にコーディネートしていくことが望ましいと考えます。

### 3 安全で安心なまちづくりを進めていく上で札幌市に求める具体的な取組

現在、安全で安心なまちづくりは、札幌市内の多くの地域で活発に展開されていますが、さまざまな課題も抱えています。また、犯罪を誘発する機会を減らして犯罪を未然に防止していくためには、防犯パトロールなどのソフト面での取組と犯罪の防止に配慮した環境整備といったハード面での取組も必要となります。

そこで、安全で安心なまちづくりを効果的に進めるためのメニューづくり、環境づくりなど、札幌市に求める具体的な取組としてどのようなものがあるのか、といった点について意見を交換しました。

#### (1) 防犯意識の高揚

##### ア さまざまな世代との連携促進を

地域防犯活動の中心となっている町内会では、現在、若い人の参加が得られないといった課題を抱えています。

小学生に防犯標語を考えてもらったり、大学生に地域防犯活動へ参加してもらっているという実例があるように、日頃から、若い世代との交流を積極的に行い、関心を高めてもらうことが大切です。このように、さまざまな世代の人たちとの連携を促進するための取組を札幌市が行い、一人ひとりの防犯意識を高めていくことが必要です。

##### イ 地域ごとの取組や意識の差を埋めるためにも、参加のきっかけづくりを

札幌市内では、安全・安心マップづくりを通じて子どもの目から見た危険な場所を認識したり、不審者メールを配信するなど、学校やPTAが連携・協力して安全対策に積極的に関わっている地域があります。これに対して、2(3)でも述べたとおり、地域防犯活動に対する住民の関心が低いなどの課題を抱えている地域もあります。

地域での取組や意識の差を埋めるためには、参加協力の呼びかけを積極的に行ったり、通勤帰りに子供の見守りに協力してもらうなど、気軽に参加してもらえりきっかけづくりを行っていくことが効果的だと考えます。

このようなきっかけづくりは、札幌市が積極的に支援していくことが必要です。

##### ウ 活動への励みにつながる顕彰制度の創設を

子どもの見守りなどの地域防犯活動は、地道な取組であり、継続させていくことが大切です。継続のパワーは、活動に参加している人たちの努力が地域などで

広く評価され、認められることで生まれます。

そこで、活動への励みにつながる地域防犯活動への顕彰制度の創設を望みます。

## **エ 地域防犯活動の積極的な広報を**

札幌市内では、他の地域の模範となるような防犯活動が行われています。しかし、こうした取組も実際に活動をしている人など、一部にしか情報が伝わっていない現状があります。

そこで、例えば札幌市が毎月発行している広報誌を活用し、定期的に地域における活動事例の記事を掲載するなど、多くの人に周知していく手立てが必要です。

### **(2) 情報の共有～犯罪情報の共有を妨げるバリアーの解消を～**

行政区が違っていると、道路一本隔てただけの場所であるにも関わらず、不審者情報などの地域に必要な情報が届かないといった現状があり、大きな課題だと考えます。

安全で安心なまちづくりを効果的に進めるには、情報を正しくかつ即座に皆が共有することが重要です。そのためには、できるだけ早く情報を集めて、効率的に配信できる仕組みを整備していくことが必要です。

### **(3) 地域防犯活動への支援～活動継続のための支援を～**

地域防犯活動は、立ち上げることはもとより、活動を継続していくにも大変な苦勞があります。また、地域防犯パトロールを行う際には、腕章や帽子などを身につけることが効果的ですが、それらの資機材を調達するための資金的な課題もあります。そこで、このような活動に対する適切な支援が必要となります。

なお、支援の実施に当たっては、基金による助成をはじめ、市民のまちづくり活動に対するさまざまな支援方策について定めた札幌市市民まちづくり活動促進条例の活用を期待します。

### **(4) 安全・安心の視点による公共施設等の整備～環境（ハード）の安全性の向上を～**

建物の汚れや死角の多い場所などは、犯罪を誘発する要因になるといわれています。今後は、少子高齢化や人口減少が進み、空地・空家が増加するといった問題も懸念されます。こうした状況が進むことで、地域のコミュニティが停滞してしまう恐れも生じます。

近年、個々の建物のセキュリティ（安全性）は向上していますが、これらの課題に対応していくためには、土地や建物の利活用に際して、地域による一時的な

利用のあり方を考えるなど、これからの行政施策に防犯の視点も取り入れて、犯罪を誘発する環境を減らしていく取組を進めていくことが必要です。

#### (5) 連携の強化～組織横断による安全・安心の推進を～

安全で安心なまちを実現するには、安全・安心に関わる、消費者保護、福祉、子どもといったさまざまな組織との連携が不可欠です。これは行政における組織のみならず、地域における活動団体においても同様に求められる考え方です。

そのためにはまず、関係する組織・団体間で問題を共有する「場」を設け、さらに、これら既存の組織・団体で対応できない課題が生じた場合は、解決のための新たな協力体制を検討していくことが必要です。

#### (6) 犯罪被害者等への支援

##### ア 犯罪被害者の相談窓口の設置を

犯罪被害者が、気軽に相談できる「場」があることが大切です。

しかし、犯罪被害者相談には、高度な専門知識や経験が求められる場合があります。すでにさまざまな相談機関がありますが、相談者としては多様な相談経路があることが大切で、札幌市としても、まずは相談を受け、情報の提供や適切な専門の相談窓口への橋渡しができる総合相談窓口の設置を検討する必要があります。

##### イ 犯罪被害者からの相談に適切に応じられる人材の育成を

犯罪被害者が抱える問題を正確に把握し、適切な相談に応ずることができるような高度な専門知識や経験を持った人材の育成が大切です。

##### ウ 犯罪被害者に関する報道

犯罪被害者に関する報道姿勢に疑問を感じる場合もあります。報道の自由の観点から規制を設けることは難しいですが、報道する側として報道倫理の遵守が大切だと考えます。

## IV 条例の制定に向けて

---

この検討懇談会では、犯罪を起こしにくい環境をどのようにつくっていくかといった観点に立ち、安全で安心なまちづくりの望ましいあり方や札幌市が実施すべき必要な施策について、各委員のこれまでの経験に基づき、さまざまな意見を交換してきました。

その結果、犯罪の大部分を占める“身近な犯罪”を防止するためには、地域防犯パトロールなどのソフト面での取組と、公園の見通しを良くするための工夫などのハード面での取組の双方により犯罪を誘発する機会を減らし、市民、事業者そして市が共通の心がまえのもとに一体となって、推進していくことが重要であるという認識に達しました。

市民、事業者そして市の三者がそれぞれの役割を認識し、警察などの関係機関とも連携・協力しながら、一体となって安全で安心なまちづくりに取り組んでいけば、誰もが安全に安心して暮らせる犯罪のないまち・札幌が、必ずや実現すると私たちは信じます。

犯罪のない安全で安心なまちは、市民共通の願いです。

このたびの条例の制定に当たり、検討懇談会の意見が十分に尊重され、反映されるよう、切に願います。

## V 検討に当たって参考とした資料

---

この懇談会において用いた資料を次頁以降に添付する。



# 検討懇談会（第1回）資料

## 「(仮称) 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」検討懇談会

## 一 委 員 名 簿 一

おざさ 小篠	たかお 隆生	北海道大学大学院 准教授
こいずみ 小泉	あきのぶ 詔信	札幌市商店街振興組合連合会 副理事長
すどう 須藤	ともこ 智子	公募
たかすぎ 高杉	みねよ 峯代	(社)札幌消費者協会 理事
ちば 千葉	たかし 卓	北海学園大学 教授
つつい 筒井	あきお 昭雄	(財)北海道防犯団体連合会 専務理事
なべや 鍋谷	のりこ 紀子	公募
まつざか 松坂	きみこ 君子	山口団地連合自治会 会長
もりた 森田	けいぞう 圭三	札幌市PTA協議会 副会長
もりの 森野	すみこ 寿美子	札幌市青少年育成委員会 東区北光地区代表幹事

(五十音順・敬称略)

## 1 条例制定に係る背景

### (1) 市内犯罪に関する情勢

ア 刑法犯認知件数は、着実な減少傾向にある（H13/19 比 約 32%減少）ものの、未だに 27,000 件/年（76 件/日）以上の犯罪が発生している。

イ 刑法犯の大部分を占めているのは、窃盗犯（身近な犯罪）である（H19 20,453 件、認知件数の約 73%）。

ウ 子どもに係る事件（声かけ、つきまとい、車への引込等）は、年間 1,000 件近く発生している。

エ 多数の市民が、犯罪に遭遇する不安を抱えている（72.9%「地域防犯に係る市民アンケート」）。

### (2) 地域における防犯活動状況

ア 子どもの安全に代表される地域防犯への市民意識が高いこと（まちづくりセンターを拠点とした防犯活動の全活動：「子どもの安全」（上位 1 位）、「防犯」（上位 3 位））。

イ 地域防犯活動団体数が急速に増加していること（H16/19 比 約 4 倍）。

### (3) 防犯に関する地域課題

地域防犯活動団体インタビュー及び市民意識調査の結果、地域防犯活動を展開していくうえで地域課題が確認されていること。

### (4) 国と道の動向

国や道が関連要綱、条例、指針等を相次いで整備し、安全で安心なまちづくりは、市民、地方公共団体など関係主体が連携して推進することの重要性を示していること。

## 2 条例制定に係る必要性

以上の背景を踏まえ、市民共通の願いである「犯罪のない安全で安心なまち」を実現するためには、次の観点から条例の制定が必要である。

### (1) 理念の共有に向けて

市民、事業者、市がそれぞれの役割を認識し、共有するため、基本的考え方（理念）を明確にする必要がある。

### (2) 主体間の役割の明確化に向けて

犯罪のない安全で安心なまちづくりを効率的に推進していくためには、市民、事業者、市のそれぞれの役割を明確にする必要がある。

### (3) 施策の着実な実行に向けて

地域課題の解決に向けて、地域防犯活動への更なる支援の充実化や、防犯の視点による環境整備を推進する必要がある。

	開催検討懇談会での主な検討課題	事務局提出資料等
第 1 回 (4/24)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 条例制定に係る背景及び必要性について</li> <li>○ 懇談会の運営について</li> <li>○ 犯罪のない安全で安心なまちづくりの概況について</li> <li>○ 札幌市内における犯罪情勢</li> <li>○ 生活安全条例の概要について</li> <li>○ ヒアリング調査等の結果について</li> <li>○ 条例の構成イメージについて</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検討懇談会委員名簿</li> <li>・ 条例制定に係る背景及び必要性</li> <li>・ 検討懇談会スケジュール案</li> <li>・ 検討懇談会設置要綱</li> <li>・ 犯罪予防理論の潮流</li> <li>・ 全国的動向</li> <li>・ 札幌市内における犯罪情勢</li> <li>・ 生活安全条例概要</li> <li>・ 生活安全条例他都市比較表</li> <li>・ 地域の課題</li> <li>・ 条例の構成イメージ及び検討フロー</li> </ul>
第 2 回 (5月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 犯罪のない安全で安心なまちづくりを進めるに当たっての基本理念のあり方・考え方について</li> <li>○ 犯罪のない安全で安心なまちづくりを進めていくための主体となる市民、事業者、市の役割（又は責務）について</li> <li>○ 主体間・関係機関との連携のあり方・考え方について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 左記に関する事務局提案</li> </ul>
第 3 回 (6月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ (前回課題の継続検討)</li> <li>○ 条例の実効性を担保するための具体的取組に関するあり方・考え方について</li> <li>○ 犯罪被害者に対する支援のあり方・考え方について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 左記に関する事務局提案</li> </ul>
第 4 回 (6～7月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ (前回課題の継続検討)</li> <li>○ これまでの議論を踏まえた方向性の確認と総括及びその他懸案事項の検討について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前回までの論点整理表</li> </ul>
第 5 回 (8～9月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 意見書のとりまとめについて</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 意見書案のたたき台</li> </ul>

各回 90-120 分程度の開催を予定

**「(仮称) 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」検討懇談会設置要綱****(目的及び設置)**

第1条 犯罪のない安全で安心なまち（以下「安全で安心なまち」という。）の実現に向けて、安全で安心なまちづくりの望ましいあり方や必要な施策について検討するため、「(仮称) 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」検討懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

**(所掌事務)**

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について協議し、又は検討する。

- (1) 安全で安心なまちづくりのあり方
- (2) 条例に必要な事項に関する基本的な考え方
- (3) 安全で安心なまちづくり促進のための方策
- (4) その他懇談会において必要とされた事項

**(組織)**

第3条 懇談会は、10名以内の委員をもって構成する。

- 2 委員は、学識経験者、防犯活動団体及び安全で安心なまちづくりに関係する団体に属する者、市の公募に応じた市民その他市長が適当と認める者の中から、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、平成20年4月24日から平成21年3月31日までとする。

**(座長)**

第4条 懇談会に座長をおき、委員の互選によってこれを定める。

- 2 座長は、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

**(懇談会)**

第5条 懇談会は、座長が召集する。

- 2 懇談会は、祝日を除く月曜日から金曜日までの9時から17時の時間帯の開催を原則とするが、委員の協議により詳細な日時を決定する。
- 3 懇談会は、必要があると認めるときは、委員でない者の意見を聞くことができる。

**(庶務)**

第6条 懇談会の庶務は、市民まちづくり局地域振興部区政課において行う。

**(謝礼)**

第7条 委員には、懇談会1回の出席につき12,500円の謝礼を支給する。

**(その他)**

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営について必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

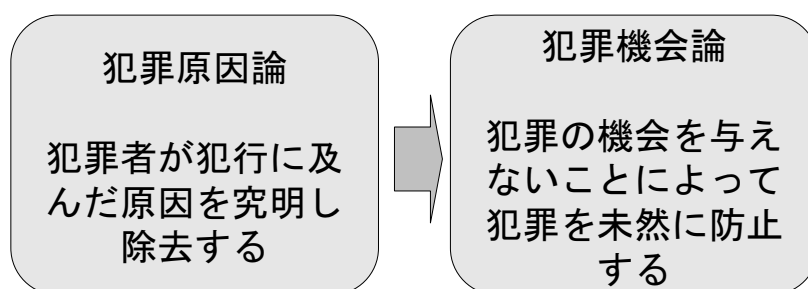
**附 則**

この要綱は、平成20年4月24日から施行する。

# 犯罪予防理論の潮流

## —原因論から機会論へ—

犯罪予防の基本的考え方は、1980年代より犯罪者が犯行に及んだ原因を究明し除去する「犯罪原因論」から、犯罪の機会を与えないことによって犯罪を未然に防止する「犯罪機会論」へと転換してきている。



## 犯罪予防政策の潮流

施設のハード面の計画や設計だけでなく、**地域コミュニティ自身の努力による犯罪予防と、警察や地方自治体の各機関の連携の強化の取り組みも含めた総合的な防犯対策へ。**

アメリカでは、1970年代後半より「**コミュニティ防犯**」と総称される防犯対策を推進。それは「防犯環境設計」のほか、個人や近隣単位の「市民防犯活動」と、パトロールをはじめとした「地域警察活動」によって構成された。

イギリスでは、1984年に新しい犯罪予防政策を発表。①**地域コミュニティ自身の努力が必要**、②警察と地方自治体の共同が必要、③犯罪のパターンは地域によって異なるため**地域の実情に即した政策を**なすべき、④防犯環境設計を通じて**犯罪の機会を減少させる事**が最善の手段であることの4つの基本方針を示した。

## 割れ窓理論とその効果

環境を改善することにより、犯罪を防止する。

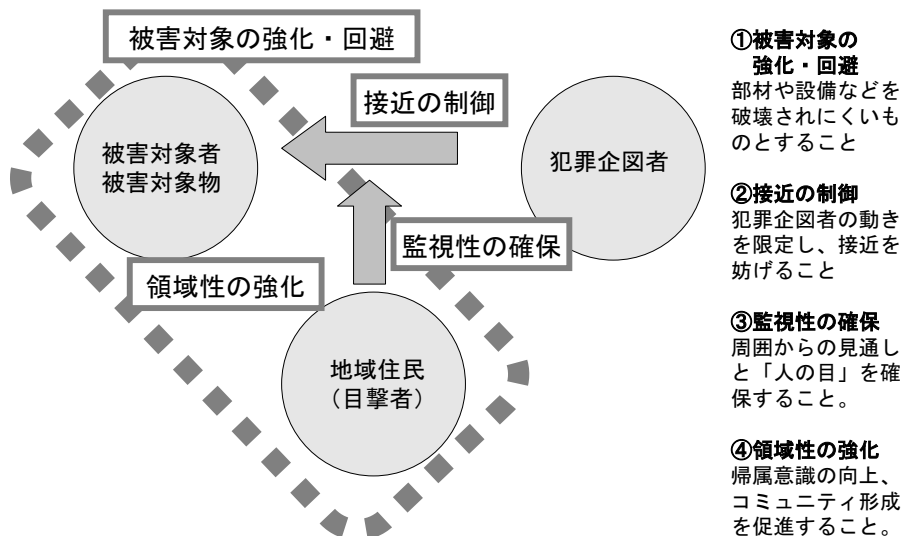
アメリカの犯罪学者G・ケリングらによって提唱された理論。1枚の割れた窓ガラスを放置すると、割られる窓ガラスが増え、その建物全体が荒廃し、いずれ街全体が荒れてしまうことを例に、ひとつの無秩序を放置すると、地域社会の秩序維持機能が弱まり、犯罪が増加するという考え方。

この理論は、1994年にニューヨーク市のジュリアーニ市長により実践された。制服警察官を増員して、できる限り現場に出て市民と接するようにし、「徒歩」による徹底したパトロールを行なうとともに、万引き、無賃乗車、落書きなどの軽微な犯罪の取り締まりを強化した。

この結果、重犯罪（殺人、強姦、強盗、傷害、家宅侵入、窃盗、自動車泥棒）は一貫して減少し、1994年には407,141件だった犯罪件数が、1999年には約202,106件と半数を切るまでになった。

## 環境設計による犯罪予防

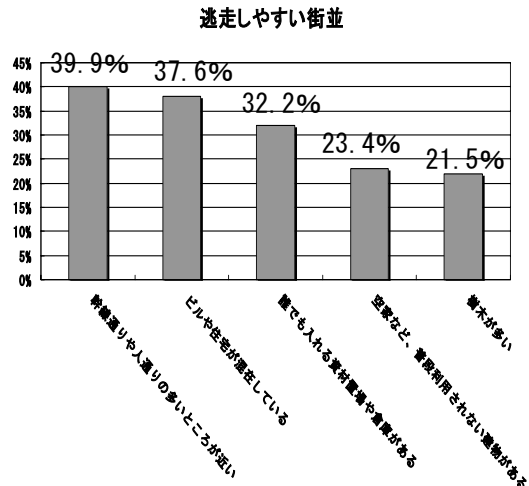
防犯環境設計を構成する次の4つの手法を組み合わせることで、犯罪に強い地域をつくる。





## 犯罪者の行動分析と犯罪機会

	1位	2位
街区レベル	人通りが少なく、見咎められない	居住者が互いに無関心で、よそ者が入りやすい
街路レベル	人通りが少なく、見咎められない 街の性格や造りからみて、犯行後逃げやすい	身を潜めるものが多い
特定地点レベル	狙った被害者やモノがある	周囲から怪しまれず、狙った被害者（建物）に近寄れる



犯罪者の行動分析：「やりやすい」と感じる理由

## 犯罪を誘発する機会の除去

### 「犯罪の発生しにくいまちづくり」

#### ハード面

明るく見通しの良い道路や公園の設計をすること

防犯の視点も踏まえた建物の設計をすること

都市施設整備を担う市行政の果たす役割

#### ソフト面

市民が、行政や警察、事業者と連携・協力しながら自主的に防犯活動を行うこと

防犯活動を通じて地域の体感治安を改善すること

市民が自主的に取り組む防犯活動への支援

機会を生じさせないことで犯罪を抑止するため、全国的にハードとソフトの両面において、「犯罪の発生しにくいまちづくり」が行われている

# 安全・安心まちづくりの 全国的動向

## 安全・安心まちづくり推進要綱(平成12年2月 警察庁 制定)

### 安全・安心まちづくりの定義

「安全・安心まちづくり」とは、道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備、配置等について、犯罪防止に配慮した環境設計を行うことにより、犯罪被害に遭いにくいまちづくりを推進し、もって、国民が安全に、安心して暮らせる地域社会とするための取組みのことをいう。

### 安全・安心まちづくりの3つの取組み

1. 道路、公園、駐車・駐輪場及び公衆便所を対象とした取組み
2. 共同住宅を対象とした取組み
3. 資機材の整備等

平成12年2月、警視庁は「安全・安心まちづくり推進要綱」を制定し「犯罪防止に配慮した環境設計活動」を地域で具体化するための基準を示した。

平成18年5月、社会状況の変化に合わせ、防犯のための連携の基本的考え方を明確にすることや、道路、公園の環境設計の基準をモデル地区から一般に拡大するなどの改正が行なわれた。

## 「犯罪に強い地域社会」再生プラン

(平成16年6月 警察庁 策定)

### 自主防犯活動の拠点・基盤の整備

#### 地域安全安心ステーション

- ・ 安全安心パトロールの出動拠点
- ・ 安全安心情報の集約・発信拠点
- ・ 安全安心のための自主的活動の参加拡大の拠点

#### 安全安心パトロール車両の防犯効果向上の支援

- ・ 青色回転灯の装備

### 効果的な自主防犯活動の実施に向けた支援

#### 安全安心パトロール・サポート制度

#### 消防との連携

- ・ 安全安心パトロール活動等での協力

#### 「子ども110番の家」との連携

#### 安全安心パトロールの補完・代替措置

平成16年6月、警察庁は地域住民の自主防犯活動の活性化方策として『「犯罪に強い地域社会」再生プラン』を策定。

## 犯罪に強い社会の実現のための行動計画

(平成15年12月 犯罪対策閣僚会議 決定)

### 治安回復の3つの視点

国民が自らの安全を確保するための活動の支援

犯罪の生じにくい社会環境の整備

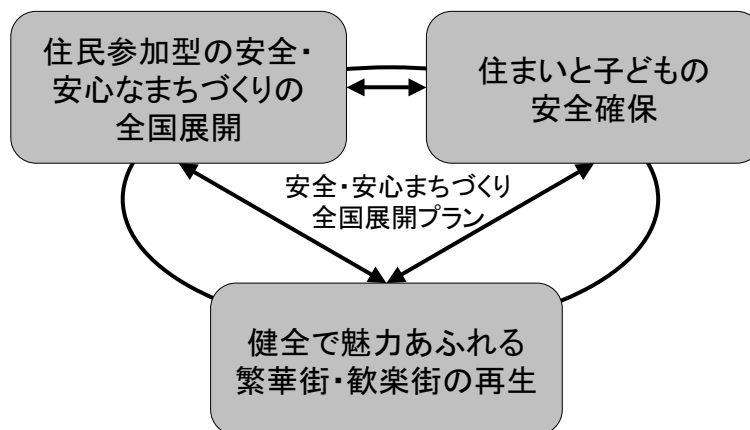
水際対策を始めとした各種犯罪対策

平成15年12月18日、犯罪対策閣僚会議において、5年後を目処に治安の回復を目的とした「犯罪に強い社会の実現のための行動計画―「世界一安全な国、日本」の復活を目指して―」を策定。

## 安全・安心まちづくり全国展開プラン

(平成17年6月 犯罪対策閣僚会議、都市再生本部 合同決定)

### 3つの重点課題



平成17年6月、犯罪対策閣僚会議と都市再生本部の合同会議において「安全・安心まちづくり全国展開プラン」を決定。

# 札幌市内における犯罪情勢

## 1 犯罪の定義

罪刑法定主義の原理により、予め法律により定められている禁止する内容に該当して、違法かつ有責な行為。

### (1) 禁止する内容（構成要件）

ある行為を抽象的に類型したもの（犯罪類型）。

### (2) 違法性

正当防衛や緊急避難等の法益の侵害に該当しないこと。

### (3) 有責性

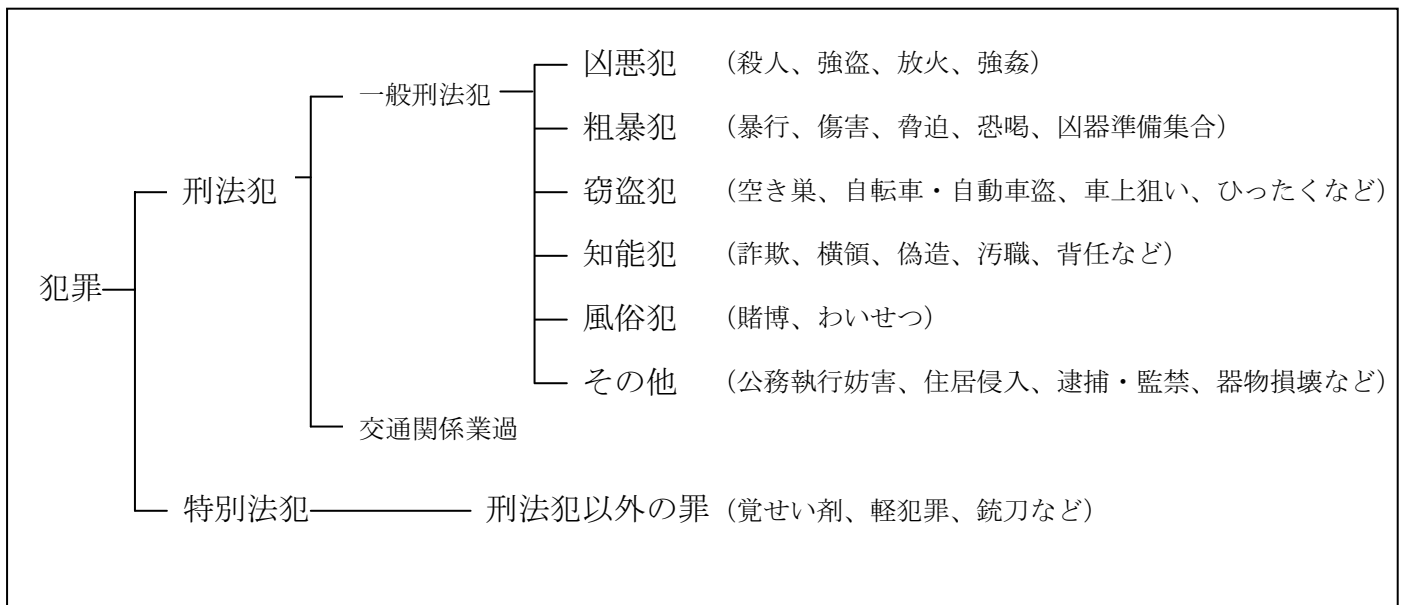
ある行為を、非難することができる可能性（行為者の善悪の判断能力）があること。

## 2 統計上の分類

犯罪は、刑法に規定された「**刑法犯**」（道路上の交通事故における業務上過失致死傷罪及び重過失致死傷罪を除いたものを「**一般刑法犯**」としている。）と、それ以外の法律に規定された「**特別法犯**」に分類される。

また、「**一般刑法犯**」は、下図のとおり包括的に6罪種に分類される。

■ 図-1



### 3 全国の犯罪情勢

#### (1) 一般刑法犯認知件数の推移

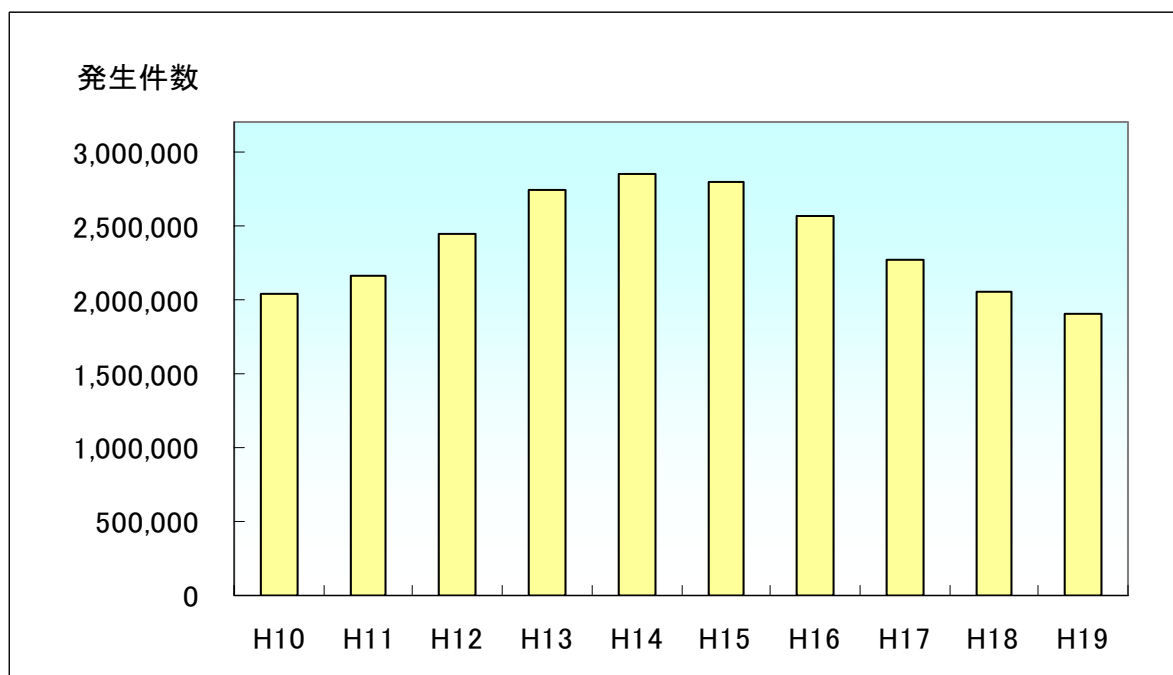
平成14年に認知件数のピークを迎えその後は減少傾向にある。

■表-1

(単位：件)

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
全国	2,033,546	2,165,626	2,443,470	2,735,612	2,853,739	2,790,136	2,562,767	2,269,293	2,050,850	1,908,836

■図-2



#### (2) 罪種別の割合

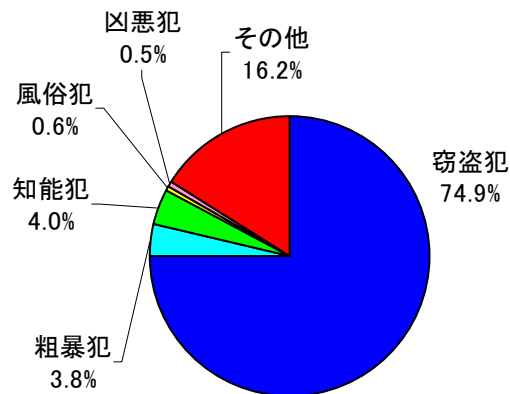
窃盗犯が全体の約3/4を占めており、他の罪種よりも圧倒的に多い状況である。

■表-2

(単位：件)

	窃盗犯	知能犯	粗暴犯	風俗犯	凶悪犯	その他
全国	1,429,956	75,999	72,908	11,184	9,051	309,738

■図-3



#### 4 北海道及び札幌市の犯罪情勢

##### (1) 一般刑法犯認知件数の推移

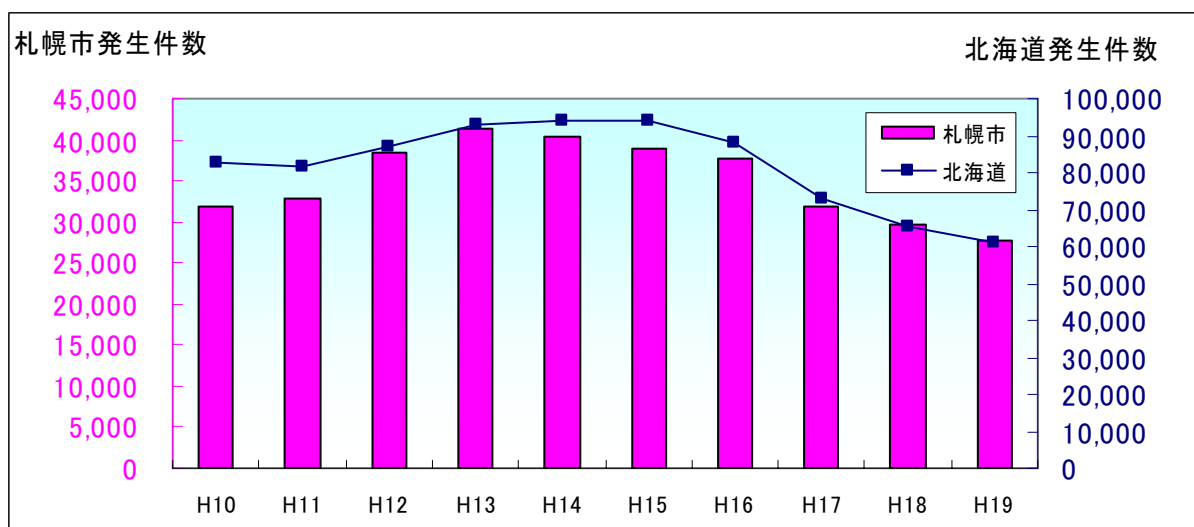
北海道は全国と同じ平成 14 年に、札幌市はその前年の平成 13 年に認知件数のピークを迎え、その後は減少傾向にあり、平成 18 年には市内の認知件数が 29,738 件と 3 万件を下回った。

■表 - 3

(単位：件)

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
北海道	82,688	81,820	86,786	92,832	94,091	93,863	88,249	73,071	65,417	60,880
札幌市	31,967	32,787	38,533	41,290	40,472	38,861	37,637	31,929	29,738	27,840

■図- 4



##### (2) 罪種別の割合 (平成 19 年)

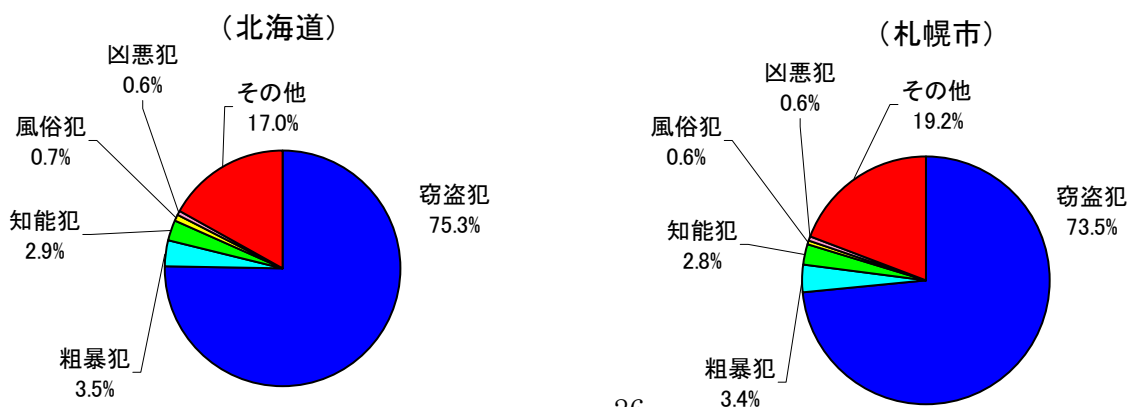
全国と同様の傾向で、窃盗犯が全体の約 3/4 を占めており、他の罪種よりも圧倒的に多い状況である。

■表- 4

(単位：件)

	窃盗犯	粗暴犯	知能犯	風俗犯	凶悪犯	その他
北海道	45,847	2,145	1,786	411	348	10,343
札幌市	20,453	946	774	178	155	5,334

■図- 5



(3) 札幌市内における罪種別犯罪の認知件数の推移

一般刑法犯認知件数の減少傾向は、以下の罪種別犯罪の認知件数の推移のとおり、「窃盗犯」の減少によるものである。

また、全体に占める割合は少ないものの、「知能犯」は、平成13年以降増加傾向にあり、その当時より高い水準で推移している。

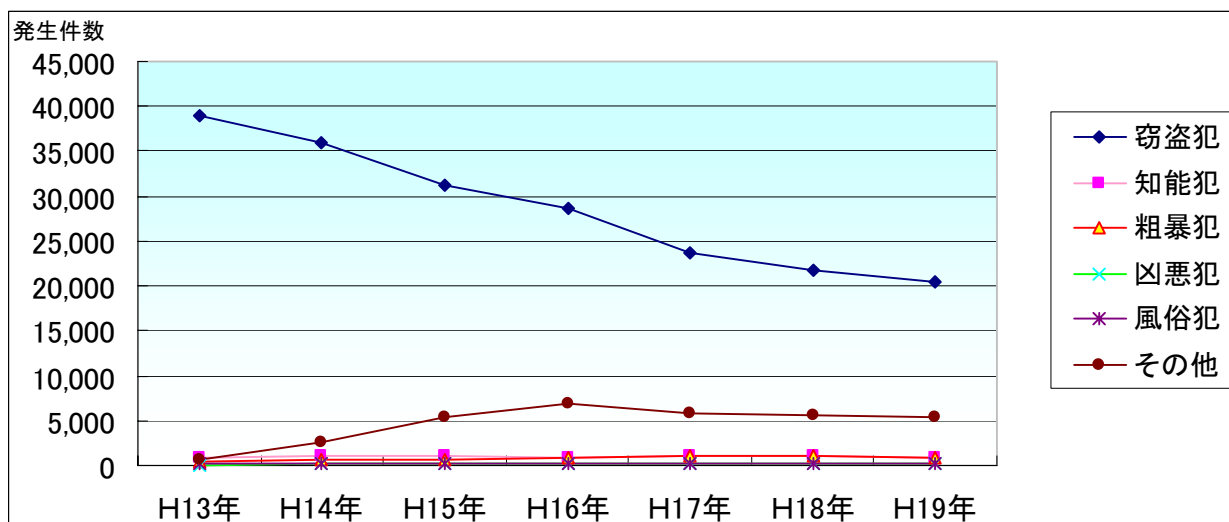
なお、「その他」の平成13年から15年にかけての増加は、「占有離脱物横領」の取り締まり強化によるものである。

■表-5

(単位：件)

		H13年	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年
合 計		41,290	40,472	38,861	37,637	31,929	29,738	27,840
窃盗犯	件数	39,063	35,945	31,156	28,622	23,705	21,715	20,453
	割合	94.6%	88.8%	80.2%	76.0%	74.2%	73.0%	73.5%
粗暴犯	件数	933	1,042	1,119	919	1,050	1,009	946
	割合	2.3%	2.6%	2.9%	2.4%	3.3%	3.4%	3.4%
知能犯	件数	370	639	734	915	1,017	977	774
	割合	0.9%	1.6%	1.9%	2.4%	3.2%	3.3%	2.8%
風俗犯	件数	91	159	193	194	239	215	178
	割合	0.2%	0.4%	0.5%	0.5%	0.7%	0.7%	0.6%
凶悪犯	件数	150	151	209	181	188	183	155
	割合	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%
その他	件数	695	2,536	5,450	6,806	5,730	5,639	5,334
	割合	1.7%	6.3%	14.0%	18.1%	17.9%	19.0%	19.2%

■図-6





(4) 札幌市内における場所別の犯罪発生状況

「駐車場」、「道路上」、「都市公園」、「空地」は、市民が自由に利用でき、公共性が高い場所であり、札幌市において、平成 19 年中にこれらの場所で発生した犯罪は、11,327 件で一般刑法犯（27,840 件）の 40.7%を占めている。

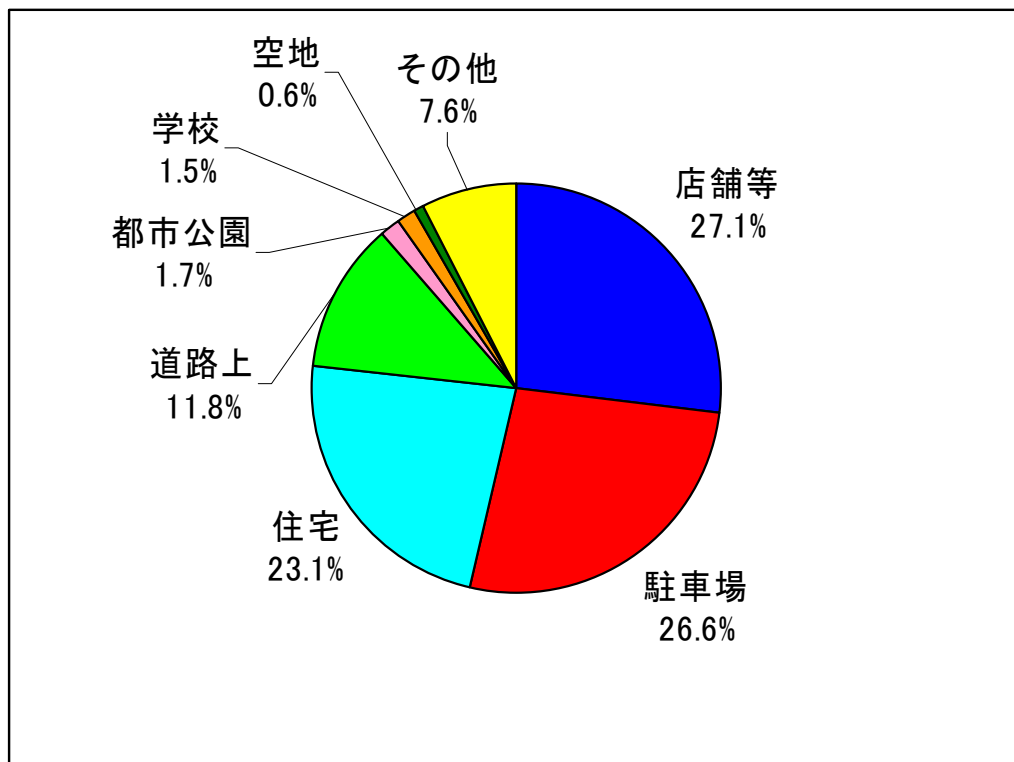
また、最も安全性と安心感が求められる「住宅」を対象とする犯罪は、6,441 件で全体の 23.1%を占めている。

■表-6

(単位:件)

合計	路上				非路上			
	駐車場	道路上	都市公園	空地	店舗等	住宅	学校	その他
27,840	7,393	3,285	474	175	7,532	6,441	419	2,121

■図-6



## 生活安全条例 概要

## 背景

安全安心を脅かす  
事件の情勢

市民意識

国の安全・安心に係る  
施策の潮流

## 生活安全条例

## 目的

犯罪のない安全で安心なまちの実現

目的達成のために

地域防犯活動

防犯環境整備

## 推進

## 他自治体状況

- 1 都道府県  
39 自治体で制定済  
(北海道 17 年 4 月施行)
- 2 指定都市  
9 都市で制定済

都市	制定年
仙台	18
さいたま	17
新潟	18
名古屋	16
京都	11
大阪	14
堺	11
神戸	10
広島	16

生活安全条例他都市比較表

資料 6-2

項目	自治体	仙台市	さいたま市	新潟市	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	広島市	北海道
条文数		11	9	33	14(うち防犯に関する条文は7)	12	7	8	28(ただし、いづれかの項目も防犯を對象にした条が強い)	8	27
前文		○		○	○	○	○	○	○	○	○
目的		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
定義		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基本理念		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
主体間の責務(役割)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
連携		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
計画の策定		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
推進体制の整備		○		○	○	○	○	○	○	○	○
モデル地区の指定		○		○	○				○	○	○
表彰				○	○				○	○	○
財政上の措置				○	○				○	○	○
広報・啓発				○	○				○	○	○
自主的な活動の促進				○	○				○	○	○
防犯の日・月間の設置				○	○				○	○	○
人材育成				○	○				○	○	○
学校等の安全確保				○	○				○	○	○
児童等への安全教育等の実施				○	○				○	○	○
地域特性に応じた対策の推進				○	○				○	○	○
繁華街対策				○	○				○	○	○
事業所集中地域等の対策				○	○				○	○	○
公共施設の整備等				○	○				○	○	○
通学路等における措置・普及				○	○				○	○	○
道路等における措置・普及				○	○				○	○	○
住宅における措置				○	○				○	○	○
店舗等における措置				○	○				○	○	○
土地又は建物の管理者の措置			○	○	○			○	○	○	○
犯罪被害者支援				○	○				○	○	○
密引き等行為の禁止				○	○				○	○	○
勧誘行為の禁止				○	○				○	○	○
ピンクビラ等配布の禁止等				○	○				○	○	○
ピンクビラ等の除去及び廃棄				○	○				○	○	○
良好な地域社会の育成				○	○				○	○	○
要援護者への配慮				○	○				○	○	○
区を中心とした安全なまちづくり				○	○				○	○	○
施策の推進				○	○		○		○	○	○
助言その他の支援措置				○	○				○	○	○
情報の提供				○	○				○	○	○
市町村への支援				○	○				○	○	○
指針の策定				○	○				○	○	○

＜補足＞  
 生活安全条例は、理念を据え置くものであることから、いずれの都市とも短い条文構成となっている。原則構成としては、安全・安心に係る「理念」、主体間の「責務(役割)」の明確化、基本的施策として「計画作成」及び「推進体制の整備」の規定による。

**地域防犯活動団体及び北海道警察ヒアリング調査**  
 【調査対象】  
 地域、小学校、防犯活動団体、企業、北海道警察本部など  
 【調査方法】  
 ヒアリング(現地にて)  
 【調査期間】  
 H19.8.24～H19.11.8  
 【回答数】  
 32団体

**地域防犯に係る市民アンケート**  
 【調査対象】  
 20歳以上の男女1,000人(無作為抽出法による)  
 【調査方法】  
 郵送配布 郵送回収  
 【調査期間】  
 H18.8.25～H18.9.15  
 【回答数】  
 402人

**安全・安心なまちづくりの推進に係る市民意識調査**  
 【調査対象】  
 「安全・安心なまちづくりの日道民集会」及び「犯罪のない安全で安心なまちづくりパネル展」、札幌市出前講座」の来場者  
 【調査方法】  
 直接配布 直接回収  
 【調査期間】  
 H19.10.1～H19.10.28  
 【回答数】  
 233人

**項目**

**地域**

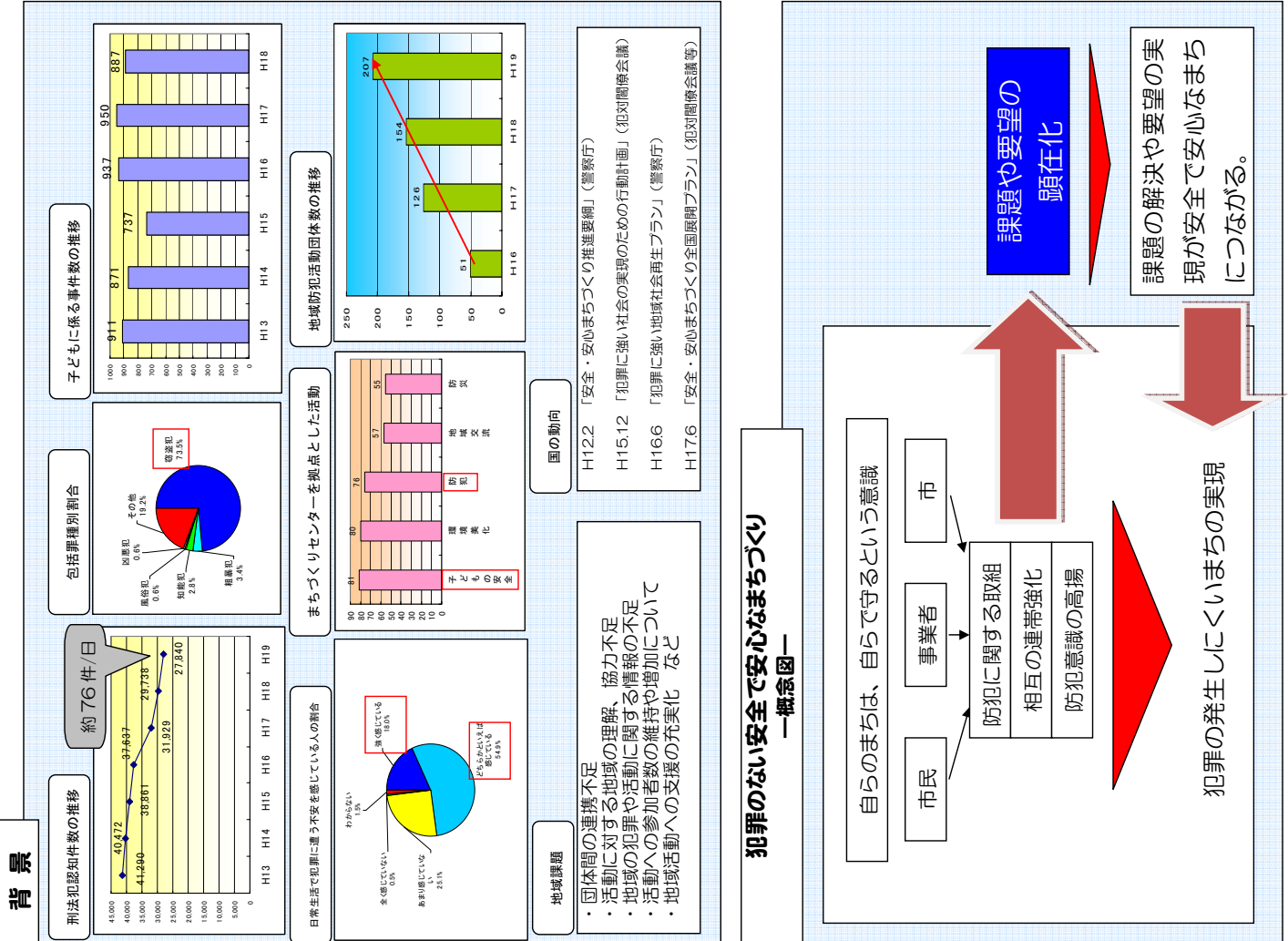
**地域防犯活動のあり方**

**地域の自発意識にもとづく地域防犯活動の推進と、町内会活動の活性化や地域の連帯意識の向上**  
 地域防犯活動は、自発的な意識のもとに行われるべきであり、条例では活動を強制するのではなく、活動をしやすいようにしてほしい。(ヒ)  
 活動を継続させるためにも、義務感を強くするのは良くない。(ヒ)  
 地域と行政が連携して取り組むという意思表示があると良い。(ヒ)  
 活動の成果として地域におけるお互いの信頼感が増した。地域の絆や、地道な取組がさらに広がると良い。(ヒ)  
 地域の安全と地域コミュニティの活性化は、相通ずるものである。(ヒ)  
 町内会活動の活性化や地域の連帯意識再生が必要である。(ヒ)  
 市民の防犯活動に対する理解と共通認識の保持、地域住民の連帯感の向上が必要である。(ヒ)  
 活動に必要な個人情報などをどのように集め、どのように使い、どのように管理するのといったプライバシーの問題がある。(ヒ)  
 地域の防犯活動の成果について、「地域の連帯感が向上した」が45.1%で最も多い。(ア)

項目		地域	課題
主体の役割	市民の役割	<p><b>条例による地域防犯活動の根拠や役割の明確化</b></p> <p>地域防犯活動を条例に位置づけるなど、活動の根拠となるものがほしい。(ヒ)</p> <p>地域防犯活動の権威付けが行われることを期待する。(ヒ)</p> <p>地域間で意識の差があるので、役割を示してほしい。(ヒ)</p> <p><b>安全で安心なまちづくりに対する事業者の意識の向上と、防犯活動への協力</b></p> <p>企業間で、防犯に対する取組への意識の差がある。(ヒ)</p> <p>企業は、さまざまな地域での防犯活動に協力することが必要である。(ヒ)</p> <p>防犯意識の高揚と自主的な防犯体制強化に企業が積極的に取り組むことが重要である。(ヒ)</p>	
	事業者の役割		
各主体間・関係機関等との連携		<p><b>犯罪のない安全で安心なまちづくりを効果的に推進するための行政、警察、学校、町内会、防犯団体等の連携</b></p> <p>地域防犯団体間の協力体制の構築、維持が必要である。(ヒ)</p> <p>地域内、地域間で活動の情報交換や交流ができると良い。(ヒ)</p> <p>地域の取組を発展させていくことは、地域だけでは難しいので行政などが協力することが必要である。(ヒ)</p> <p>安全・安心なまちづくりを効果的に推進するために、札幌市は警察など他の行政機関と連携することが必要である。(ヒ)</p> <p>条例の推進母体を明確に位置づけることが重要である。(ヒ)</p> <p>区又は地域ごとに連携を促進するための体制を整備することが重要である。(ヒ)</p> <p>防犯活動の課題について「行政、警察、学校等や町内会、防犯団体との連携」と答えた人が55.6%で最も多い。(ア)</p>	
具体的な施策の推進		<p><b>地域防犯に対する一人ひとりの意識の向上と、活動への理解と協力を促す取組</b></p> <p>一人ひとりの意識を育むことが重要である。(ヒ)</p> <p>地域の自発意識を向上させる取組が必要である。(ヒ)</p> <p>若い世代など、現在、主に活動に参加している層以外の者が活動に参加するための取組が必要である。(ヒ)</p> <p>地域へ活動を紹介するなどし、認知されることにより地域の活動がさらに盛り上がるような取組が必要である。(ヒ)</p> <p>札幌市の犯罪がH13年以来減少傾向にあり、H17年は過去5年間で最少であったことを知らない人が9割を超えている。(ア)</p> <p>日常生活で犯罪に遭う不安を「感じている」と答えた人が7割を超えている。(ア)</p> <p>防犯活動の課題について「地域の理解、協力の不足」と答えた人が44.4%で二番目に多い。(ア)</p> <p>犯罪のない安全で安心なまちづくりを進めるにあたり、行政が行うことが適当だと考えられることとして「啓発活動等による、市民一人ひとりの防犯意識の向上に向けた支援」と答えた人が54.9%で二番目に多い。(意)</p>	

項目		地域	課題
地域防犯活動に関する資金や物品の防犯活動支援活動	具	地域防犯活動に関する資金や物品の支援と、地域の犯罪や防犯活動に関する情報の提供	ボランティア保険や広報のための経済的な支援をしてほしい。(ヒ) 物品、資材を支給するなどの支援が必要である。(ヒ) 地域内へ犯罪や活動に必要な情報の発信を即時的かつ効果的に行ってほしい。(ヒ) 防犯活動の課題について「地域の犯罪や、防犯活動に関する情報の不足」と答えた人が42.2%で三番目に多い。(ア)
	体的	顕彰活動・認定・評価	<b>防犯活動への意欲の継続や効果的な支援のための認定・評価として、表彰やモデル地区の指定などの施策</b> 自分たちの活動が、他から評価されることが最も励みとなる。(ヒ) 功績のあったと認められる個人、団体の表彰は効果的である。(ヒ) 防犯モデル地区を指定するなど、意欲の継続や効果的な支援を行うことが重要である。(ヒ) 地域防犯の表彰を受けた場合に名誉を「感じる」と答えた人の合計が7割近い。(意) 地域防犯の表彰を受けた場合にやる気が「上がる」と答えた人の合計が7割を超えている。(意)
子どもや高齢者への配慮	な	子どもや高齢者の安全確保にむけた取組	子どもや高齢者の見守りを含めるなど、対象を広く見てほしい。(ヒ) 子どもを見守る活動が活発化していることから、地域の子どもの安全への意識が非常に高い。(ヒ) 独居老人や高齢夫婦を地域で見守る体制の整備をしてほしい。(ヒ) 高齢者の安全対策について、さまざまな活動主体のすみわけなどの整理が必要である。(ヒ)
	策	犯罪を防ぐ環境の整備	犯罪のない安全で安心なまちづくりを進めるにあたり、行政が行うことが適当だと考えられることとして「子どもの安全確保の充実に向けた支援」と答えた人が50.6%で三番目に多い。(意)
推進	の	見通しの悪い場所の改善や街灯等の設置など、防犯に配慮した環境整備の推進	道路など、未だに暗い場所がある。電気料金を町内会で負担してもいいから整備してほしい。(ヒ) 暗い公園があり、犯罪が発生する不安があるので整備してほしい。(ヒ) 空地の環境が悪く、犯罪が起こったので、所有者がすべきことを提示するなど何らかの対策をしてほしい。(ヒ) 犯罪のない安全で安心なまちづくりを進めるにあたり、行政が行うことが適当だと考えられることとして「見通しの悪い場所の改善や街路灯の設置など、防犯に配慮した環境整備の推進」と答えた人が67.0%で最も多い。(意)
	推	者犯罪被害者への配慮	条例に被害者支援関係事項を盛り込むべきである。(ヒ)
進	の	安全で安心なまちづくりに向けた防犯と交通安全の連携	安全・安心なまちには、防犯だけでなく交通安全など対象を広く見てほしい。(ヒ) 防犯だけでなく、交通安全の活動も合わせて行っている。(ヒ) スクールゾーン実行委員会に、防犯の観点も持たせるのが良い。(ヒ) 「安全・安心」に対する関心では「防犯」が最も多く、次いで「交通安全」が多い。(意)

# 条例(案)の骨格



## 地域課題・要望

- 地域防犯活動のあり方
- 地域防犯活動の位置づけ
- 事業者の意識の向上
- 行政が担う施策の推進
- 各主体間・関係機関等との連携
- 具体的な施策の推進

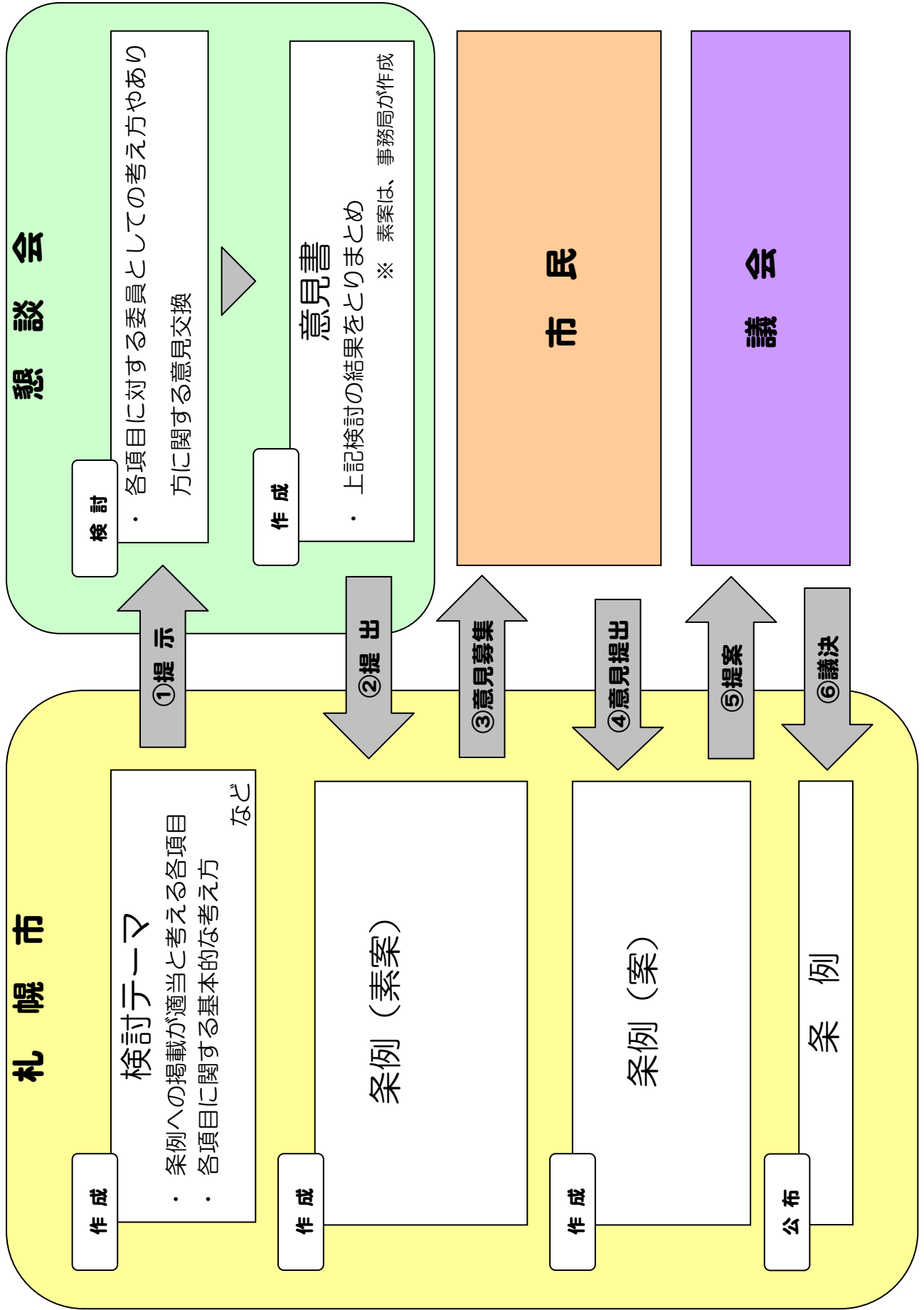
## 条例骨格の要素

- 《理念》  
犯罪のない安全で安心なまちづくりを進めるに当たっての基本理念を掲げる。
- 《市民の役割》  
犯罪のない安全で安心なまちづくりを進めていくための主体となる市民の役割について掲げる。
- 《事業者の役割》  
犯罪のない安全で安心なまちづくりを進めていくための主体となる事業者の役割について掲げる。
- 《市の役割》  
犯罪のない安全で安心なまちづくりを進めていくための主体となる本市の役割について掲げる。
- 《連携》  
上記主体間及び関係機関との連携のあり方について掲げる。
- 《協議会等の設置》  
犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進に關し必要な事項について協議するため、市及び各区に設置する協議会又は会議の設置について掲げる。
- 《推進計画の作成》  
施策の総合的かつ計画的な推進及び条例の実効性を担保するため、具体的施策や推進体制、進行管理等に関することを盛り込んだ地域防犯推進計画の策定について掲げる。
- 《犯罪被害者等支援》  
犯罪に遭遇し、被害者となった場合の支援等について掲げる。

## 明確化すべきもの

### 基本的施策

# 条例検討フロー





# 検討懇談会（第2回）資料

## 「(仮称) 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」検討懇談会

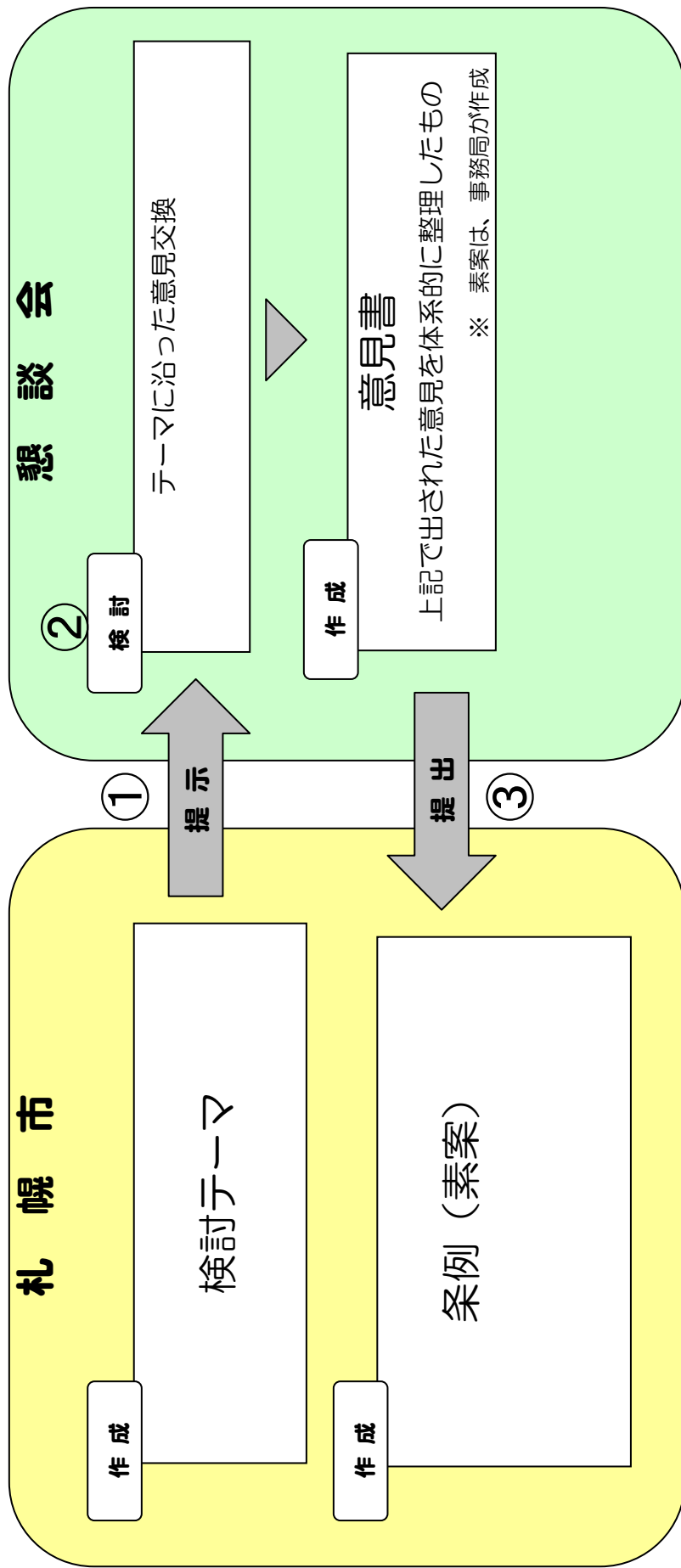
## — 委 員 名 簿 —

(座長)	ちば 千葉	たかし 卓	北海学園大学 教授
	おざさ 小篠	たかお 隆生	北海道大学大学院 准教授
	こいずみ 小泉	あきのぶ 詔信	札幌市商店街振興組合連合会 副理事長
	すどう 須藤	ともこ 智子	公募
	たかすぎ 高杉	みねよ 峯代	(社)札幌消費者協会 理事
	つつい 筒井	あきお 昭雄	(財)北海道防犯団体連合会 専務理事
	つもと 津元	まみえ 万美江	札幌市PTA協議会 副会長
	なべや 鍋谷	のりこ 紀子	公募
	まつざか 松坂	きみこ 君子	山口団地連合自治会 会長
	もりの 森野	すみこ 寿美子	札幌市青少年育成委員会 東区北光地区代表幹事

(五十音順・敬称略)

# 条例検討フロー

資料 2-1



① 札幌市が条例に対する安全で安心なまちづくりの実現に向けた大まかなポイントを検討テーマとして提示する。

② 札幌市が提示したテーマに対しては、各委員の識見や経験に基づき、自由闊達な意見を交換していただく。

③ 各委員の意見や考え方を体系的に整理したものが意見書であり、本懇談会の最終的な成果物である。札幌市では、この意見書を踏まえて、  
案文案を組み立てていく。



# 検討懇談会（第3回）資料

## 意見概要一覧

## 札幌市に求められる取組

～具体的な取組がより効果的に行われるためには、何が必要？～

### ＜地域防犯活動の継続のための支援を＞

- ・ 活動の立ち上げより継続していくことが大変。

### ＜地域防犯活動の顕彰が活動への励みにつながる＞

- ・ ボランティア活動を地域で認めてもらう。
- ・ 市による地域防犯活動の顕彰は有効。

### ＜環境（ハード）の安全の向上を＞

- ・ 犯罪心理に、「その気にさせる環境(まちの汚れ等)」がある。
- ・ 防犯の視点によって公共空間の安全性を高めていくことが大切。

### ＜都心、中心市街地では公共空間に市民に係る仕掛けを＞

- ・ 公共空間で、いつも誰かが、何かに関わっていることが防犯の視点にも有効。
- ・ 公共空間への関わりづくりのメニューと場所づくりが大切。

### ＜住宅地の防犯が今後の課題（再掲）＞

- ・ 公共空間のみならず、高齢化、空洞化に伴い、住宅地も同様に取組が必要。

## 【(仮称)札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例】検討懇談会（第2回）

## 大切な「心がまえ」

～安全で安心なまちづくりを進める上でどのような心がまえが必要？～

### ＜日常の「気遣い合い」を基本に＞

- ・ 「あいさつ、見守り、助け合い」を基本に日常の「地域の絆」づくりを進めていくべき。
- ・ プライバシーへも配慮しつつ、隣近所のことを気遣うことが大切。

### ＜自主自立の意識＞

- ・ 「自分たち子どもは自分たちで守ろう」という意識を持つことが大切。
- ・ 防犯に限らず、住民が地域に任せきりになっている現状は問題。

### ＜条例により地域活動の大切さを理解してもらおう＞

- ・ 高齢単身の方の見守りは難しい。
- ・ 福祉マップづくりでも同様にプライバシーの問題が伴う。
- ・ さまざまな考えや価値観の人に対する配慮が必要。
- ・ 条例の施行によって地域の理解も得やすくなるのではないかと。

### ＜防犯活動は地域のつながりづくり＞

- ・ 防犯パトロールは地域のつながりがりがりが生まれる効果がある。

## 【(仮称)札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例】検討懇談会（第2回）

## 市民や事業者の皆さん、地域ぐるみでできること

～それぞれに何ができる、力を合わせて何ができる？～

### ＜情報提供などで、個人や家庭から防犯への関心を高める＞

- ・ 地域防犯に対する個人の意識が低い。
- ・ 地域との関わりを拒む意識がある（プライバシー重視?）。
- ・ その一方で、（振り込め詐欺等）家の中でおきる犯罪への関心は高い。
- ・ 家の中でおきる犯罪も条例の対象にし、個人の意識を高める。
- ・ 地域防犯活動をしていない一般の人を対象に「気づいてもらう、知ってもらおう」ことが大切。
- ・ 日頃から「誰に SOS すれば良いか」を知ってもらう。

### ＜安全な繁華街になるようお店の協力も＞

- ・ 繁華街での犯罪が多い。
- ・ お店も防犯活動に協力することが大切。

### ＜子どもや若者との連携で意識づくりを＞

- ・ 地域防犯の中心となっている町内会も高齢化している。
- ・ 毎月、防犯活動をしているが、日常の意識づくりが大切。
- ・ 北大の学生と商店街が連携して地域活動が活性化している事例もある。
- ・ 小学生、大学生など若い人と一緒に活動することは防犯意識を高める。

### ＜地域による意識や取組の差を埋める＞

- ・ 地域活動が活発にならない地区もある（共稼ぎ世帯が多い等）。
- ・ 学校での安全安心マップづくりを通して危険なところを子どもに教えている。
- ・ 地域によって学校の対応が異なる。

### ＜地域活動の立ち上げや参加のきっかけづくりが重要＞

- ・ 連続放火事件をきっかけにパトロール運動、他の犯罪も減少活動に PTA の協力が得られないのが悩み。
- ・ PTA も地域によって温度差がある。
- ・ 気軽に活動に参加できるきっかけづくりが重要。
- ・ 熱心に声かけをすれば 1/3 は参加してもらえる。

### ＜区境を超えた地域間連携を＞

- ・ 不審者メールなど、区域を超えて配信されるべき地域に必要な情報もある。
- ・ 区が違えば情報流れない。
- ・ 区の広域連携によるタイムリーな情報提供が大切。

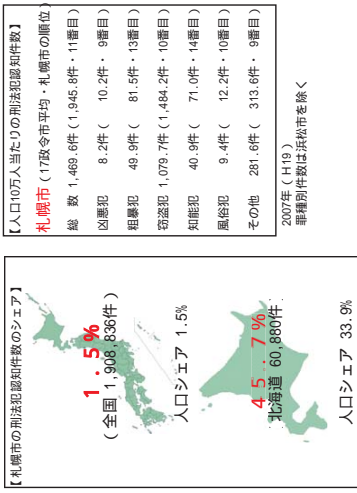
### ＜住宅地の防犯が今後の課題＞

- ・ 公共空間のみならず、高齢化、空洞化に伴い、住宅地も同様に取組が必要。
- ・ 花燵え等、美化活動といった気軽にできる取組も防犯につながる取組。

犯罪被害者等とは？・・・犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により害を被った者、その家族・遺族

犯罪被害者等の置かれている現状

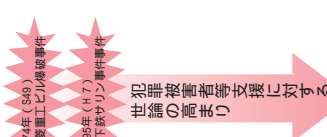
刑法犯の認知件数 2007年（H19）  
 27,840件  
 155万件  
 1,908,836件  
 946件



国・民間団体による既存の支援

1953年（S28）	刑事訴訟法の改正 権利保障の除外事由の追加 （被害者等への危害の恐れがある場合）
1955年（S30）	自衛隊官懲罰法の制定
1958年（S33）	刑法に犯人の罪を新設 被害者等に対する賠償
1980年（S55）	犯罪被害者等給付金支給法（犯刑法）の制定
1981年（S56）	財団法人犯罪被害者救済基金の設立
1985年（S60）	国連総会で「犯罪及び権利濫用の被害者のための宣言」が採択
1986年（H8）	警察庁が犯罪被害者対策懇話会を策定、被害者対策室を設置
1988年（H10）	全国被害者支援ネットワークが策定
1989年（H11）	法務省が被害者等通知制度実施要領を策定
2000年（H12）	犯罪被害者等通知制度関係省庁連絡協議会設置 （犯罪被害者保護法）を制定 犯罪被害者等支援法、ストーカー規制法 改正少年法、ストーカー規制法 改正少年法、ストーカー規制法 児童虐待防止法の改正
2001年（H13）	犯罪被害者等支援法、早期援助団体の指定 支給対象、養育の拡充、早期援助団体の指定 配偶者等への法的保護

社会背景



犯罪被害者等が抱える問題

刑事手続への不満

- ・刑事手続にもっと関与したい
- ・加害者の情報を知りた
- ・捜査や公判の結果、加害者の処遇が納得できない
- ・刑事手続に参加する負担が重い

日常生活の不安

- ・生活費に困っている
- ・自宅が事件現場になったので、他の住居に移りたい
- ・雇い主の理解をが得られず、働き続けられない

困難な損害回復

- ・身体への被害、障がい
- ・PTSD( ) など精神的な被害
- ・働けず収入の喪失、被害回復のための休業等による経済的な困難
- ・実効性の乏しい加害者からの補償

心的外傷後ストレス障害

犯罪被害者等の権利利益・支援拡充の訴え

犯罪被害者等基本法  
 (2005年(H17)4月施行)

基本理念

- ・個人の尊厳尊重と尊厳にふさわしい処遇を受ける権利
- ・状況に応じた適切な施策
- ・最期的・多面的な支援

国・地方公共団体の責務

- 相談および情報の提供
- 損害賠償の請求についての援助等
- 給付金の支給に係る制度の充実等
- 保健医療サービスおよび福祉サービス等の提供
- 安全の確保
- 居住の安定
- 雇用の安定
- 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等
- 保護、捜査、公判等の過程における配慮等
- 国民の理解の増進
- 国民の理解の増進
- 調査研究の推進等
- 民間の団体に対する援助
- 意見の反映、透明性の確保

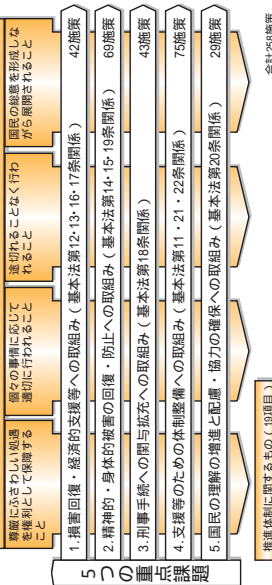
【基本的施策】

- 国・道・市が取り組む施策
- 主に国・道が取り組むが、市にも関係がある施策

国民の責務

- ・犯罪被害者等の名簿・生活の平穏を書き添えない配慮
- ・国・地方公共団体の施策に協力

4つの基本方針



＜新設・拡充された主な支援制度＞

- 被害者参加制度
- 被害者が、被告人に対し質問を行つた後、刑事裁判に直接参加する制度（H20未施行）
- 損害賠償命令制度
- 被害者から被告人に対する損害賠償請求の申立があったとき、刑事事件について有罪の言い渡された後、当該損害賠償請求の管理・決定ができる（H20未施行）
- 犯罪被害者給付制度の拡充
- 遺族給付金・障害給付金を自賠責なりに引き上げ（H20.7施行）

道：北海道犯罪被害者等支援基本計画 計画期間：2006-2010年度（H18-H22）

＜新設・拡充された主な支援制度＞

北海道犯罪被害者等総合相談窓口の開設（H19.8）

犯罪被害者等のためにできること

- 犯罪被害者等の置かれた状況や心情をよく理解すること
- 犯罪被害者等の窮状を多くの人に伝えること
- 犯罪被害者等の相談を受け、悩みを聞き、困り事を解決するためのアドバイスをする
- 犯罪被害者等が必要とする情報を提供すること
- 犯罪被害者等の損害の回復を進め、苦痛を和らげるための助けをすること
- 関係機関・市民が協力し、途切れなくきめ細かな支援を行うこと
- 犯罪被害者等を支援する民間団体の活動を支えること





# 検討懇談会（第4回）資料

### 市民や事業者の皆さん、地域ぐるみでできること

～それぞれに何が出来る、力を合わせて何が出来る？～

#### <情報提供などで、個人や家庭から防犯への関心を高める>

- ・ 地域防犯に対する個人の意識が低い。
- ・ 地域との関わりを拒む意識がある(プライベート重荷?)。
- ・ その一方で、(振り込みサギ等)家のおきおきの犯罪への関心は高い。
- ・ 家のおきおきの犯罪条例の対象にし、個人の意識を高める。
- ・ 地域防犯活動をしていない一般の人を対象に「気づいてもらう、知ってもらう」ことが大切。
- ・ 日頃から「誰に SOS すれば良いか」を知ってもらう。

#### <安全な繁華街になるようお店の協力も>

- ・ 繁華街での犯罪が多い。
- ・ お店も防犯活動に協力することが大切。

#### <子どもや若者との連携で意識づくりを>

- ・ 地域防犯の中心となっている町内会も高齢化している。
- ・ 毎月、防犯活動をしているが、日常の意識づくりが大切。
- ・ 北大学の学生と商店街が連携して地域活動が活性化している事例もある。
- ・ 小学生、大学生など若い人と一緒に活動することは防犯意識を高める。

#### <地域による意識や取組の差を埋める>

- ・ 地域活動が活発にならない地区もある(共働き世帯が多い等)。
- ・ 学校での安全安心マップづくりに通じて危険なところを子どもに教えている。
- ・ 地域によって学校の対応が異なる。

#### <地域活動の立ち上げや参加のきっかけづくりが重要>

- ・ 連続放火事件をきっかけにパトロール運動、他の犯罪も減少
  - ・ 活動に PTA の協力が得られないのが悩み。
  - ・ PTA も地域によって温度差がある。
  - ・ 気軽に活動に参加できるきっかけづくりが重要。
  - ・ 熱心に声をかけをすれば 1/3 は参加してもらえる。
- #### <区境を超えた地域間連携>
- ・ 不審者メールなど、区域を越えて配信されるべき地域に必要情報もある。
  - ・ 区が違っても情報が流れない。
  - ・ 区の広域連携によるタイムリーな情報提供が大切。

#### <住宅地の防犯が今後の課題>

- ・ 公共空間のみならず、高齢化、空洞化に伴い、住宅地も同様に取組が必要。
- ・ 花種え等、美化活動といった気軽にできる取組も防犯につながる取組。

### 「(仮称)札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」検討懇談会 意見概要一覧

#### 札幌市に求められる取組

～具体的な取組がより効果的に行われるためには、何が必要？～

#### <地域防犯活動の継続のための支援を>

- ・ 活動の立ち上げより継続していくことが大変。

#### <地域防犯活動の顕彰が活動への励みにつながる>

- ・ ボランティア活動を地域で認めてもらう。
- ・ 市による地域防犯活動の顕彰は有効。

#### <環境(ハード)の安全の向上を>

- ・ 犯罪心理に、「その気にさせる環境(まちな汚れ等)」がある。
- ・ 防犯の視点によって公共空間の安全性を高めていくことが大切。
- ・ 少子高齢化、人口減少時代の施策ブライオリティの尺度に犯罪防止の視点を。
- ・ 空地、未利用地に対して、犯罪防止の観点から地域等による一時利用の道を開く。

#### <都心、中心市街地では公共空間に市民が係る仕掛けを>

- ・ 公共空間で、いつも誰かが、何かに関わっていることが防犯の視点にも有効。
- ・ 公共空間への関わりづくりのメニューと場所づくりが大切。

#### <住宅地の防犯が今後の課題(再掲)>

- ・ 公共空間のみならず、高齢化、空洞化に伴い、住宅地も同様に取組が必要。

#### <犯罪情報の共有を妨げるバリエーションを解消する>

- ・ 犯罪情報が行政区域で分断され、必要な人に伝わらないことがある。
- ・ 情報が必要な人に的確に流れる仕組みをつくる。
- ・ まちセンや区に情報の中継地としての役割が求められる。
- ・ 適切な情報の集約と必要な受け手に配信する仕組みが必要。

#### <組織横断による安全・安心の推進を>

- ・ まず、関係するセクションで問題を共有する「場」を設けることが大切。
- ・ 既存のセクションで対応できないことがあれば、受け皿を考えることが大切。

#### 犯罪被害者等への支援

～犯罪被害者等への支援のために札幌市に求められる取組は？～

#### <犯罪被害者の相談窓口の設置を>

- ・ 犯罪被害者が、気軽に相談できる「場」があることが大切。
- ・ 犯罪被害者相談には、高度な専門知識や経験が求められる場合がある。
- ・ まずは相談を受け、情報の提供や適切な専門の相談窓口への橋渡しができる総合相談窓口の設置を検討してほしい。

#### <犯罪被害者からの相談に適切に応じられる人材の育成を>

- ・ 相談に適切に応じられる人材の育成が大切である。

#### <犯罪被害者に関する報道>

- ・ 犯罪被害者に関する報道姿勢に疑問を感じる場合もある。
- ・ 報道の自由の観点から規制を設けることは難しい。報道倫理の遵守が大切。

黒文字-第2回での意見  
青文字-第3回での意見

## 「(仮称) 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」検討懇談会意見を踏まえた意見書の方向性

## 意見書の方向性 (意見のまとめ)

## I 安全で安心なまちづくりを進める上での基本的考え方

・地域との関わりを拒む意識がある(プライバシー重視?)。  
 ・「自分たちの子どもは自分たちで守ろう」という意識を持つことが大切。  
 ・防犯に限らず、住民が地域に任せきりになっている現状は問題。  
 ・さまざまな考えや価値観の人に対する配慮が必要。

・「あいさつ、見守り、助け合い」を基本に日常の「地域の絆」づくりを進めていくべき。  
 ・プライバシーへも配慮しつつ、隣近所のことを気遣うことが大切。

・防犯パトロールは地域のつながりが生まれる効果がある。  
 ・連続放火事件をきっかけにパトロール運動、他の犯罪も減少。

・住民参加の議論で、安全・安心と緑の保全などの価値観の共存が可能に。  
 ・多様な価値観の共存は、新しい「場の価値」を生み、施設利用の活性化にもつながる。

・高齢単身の方の見守りは難しい。  
 ・福祉マップづくりでも同様にプライバシーの問題が伴う。  
 ・福祉など他の分野と連携することによって、特に高齢者の犯罪被害遭遇を未然に防止することができた。  
 ・花植え等、美化活動といった気軽にできる取組も防犯につながる取組。  
 ・条例の施行によって地域の理解も得やすくなるのではないか。

・地域活動が活発にならない地区もある(共稼ぎ世帯が多い等)。  
 \*地区の性格を分析した上で、地区ごとのメニューづくりや支援策をつくっていくことが大切である。

・「あいさつ、見守り、助け合い」を基本に日常の「地域の絆」づくりを進めていくべき(再)。  
 ・プライバシーへも配慮しつつ、隣近所のことを気遣うことが大切(再)。  
 \*お互いに「見守る」「気遣う」といった意識を育むには、家庭の役割が大切である。  
 \*家庭で育んだ意識を地域の活動へとつなげることが大切である。

・地域防犯に対する個人の意識が低い。  
 ・その一方で、(振り込め詐欺等)家のおきる犯罪への関心は高い。  
 ・家のおきる犯罪も条例の対象にし、個人の意識を高める。  
 ・地域防犯活動をしていない一般の人を対象に「気づいてもらう、知ってもらう」ことが大切。  
 ・日頃から「誰に SOS すれば良いか」を知ってもらう。

・気軽に活動に参加できるきっかけづくりが重要。  
 ・熱心に声をかけをすれば 1/3 は参加してもらえる。  
 ・花植え等、美化活動といった気軽にできる取組も防犯につながる取組(再)。

・繁華街での犯罪が多い。  
 ・お店も防犯活動に協力することが大切。  
 ・北大の学生と商店街が連携して地域活動が活性化している事例もある。

・公共空間のみならず、高齢化、空洞化に伴い、住宅地も同様に取組が必要。  
 ・公共空間で、いつも誰かが、何かに関わっていることが防犯の視点にも有効。  
 ・公共空間への関わりづくりのメニューと場所づくりが大切。

## II 安全で安心なまちづくりを進めていくための主体(市民・事業者・市)の役割

①市民の自主・自立性に支えられた安全で安心なまちづくり  
 ・安全で安心なまちづくりは、自主・自立の意識に支えられることが大切です。

②日常の「気遣い合い」が基本  
 ・プライバシーに配慮しつつ、隣近所のことを気遣う意識を持つことが大切です。

③防犯活動は地域のつながりづくり  
 ・地域防犯活動は、犯罪の減少だけではなく、地域コミュニティの活性化にもつながります。

④多様な価値観との共存は、住民議論で  
 ・様々な価値観を認め合いながら共存していくために、地域で議論をしていくことが大切です。

⑤福祉などの他の分野との連携  
 ・安全で安心なまちづくりは、他の分野と連携し、総合的な観点から進めることが大切です。

⑥地域の課題や実情に応じた取組  
 ・安全で安心なまちづくりを進めていく際には、地域の課題や実情に応じることが大切です。

①地域活動の第一歩は家庭から  
 ・家庭で育んだ気遣い合いの意識を地域の活動へと発展させることが大切です。

②防犯への関心を高める  
 ・被害に遭いそうになった時の対処の仕方を一人ひとりが知っておくなど、防犯への関心を高めることが大切です。

③地域活動の立ち上げや参加のきっかけづくりが重要  
 ・防犯をはじめとする地域活動の立ち上げには、「きっかけづくり」が大切です。

④事業者も安全で安心なまちづくりの担い手  
 ・店舗などの事業者も防犯活動に協力することが大切です。

⑤札幌市は、安全・安心のためのメニューづくりを  
 ・効果的な取組の推進のためには、札幌市が適度にコーディネートしていくことが望ましいと考えます。

Ⅲ 安全で安心なまちづくりを進めていく上で札幌市に求める具体的な取組

(1) 防犯意識の高揚

- ・地域防犯の中心となっている町内会も高齢化している。
- ・毎月、防犯活動をしているが、日常の意識づくりが大切。
- ・北大の学生と商店街が連携して地域活動が活性化している事例もある(再)。
- ・小学生、大学生など若い人と一緒に活動することは防犯意識を高める。

- ・地域活動が活発にならない地区もある(共稼ぎ世帯が多い等)(再)。
- ・学校での安全安心マップづくりを通して危険なところを子どもに教えている。
- ・地域によって学校の対応が異なる。
- ・活動にPTAの協力が得られないのが悩み。
- ・PTAも地域によって温度差がある。
- ・気軽に活動に参加できるきっかけづくりが重要(再)。
- ・熱心に声をかければ1/3は参加してもらえる(再)。

- ・ボランティア活動を地域で認めてもらう。
- ・市による地域防犯活動の顕彰は有効。

(2) 情報の共有

- ・不審者メールなど、区域を越えて配信されるべき地域に必要な情報もある。
- ・区が違えば情報が流れない。
- ・区の広域連携によるタイムリーな情報提供が大切。
- ・犯罪情報が行政区域で分断され、必要な人に伝わらないことがある。
- ・情報が必要な人に的確に流れる仕組みをつくる。
- ・まちセンや区に情報の中継地としての役割が求められる。
- ・適切な情報の集約と必要な受け手に配信する仕組みが必要。

(3) 地域防犯活動への支援

- ・活動の立ち上げより継続していくことが大変。
- \*支援の実施に当たっては、札幌市市民まちづくり活動促進条例に期待している。

(4) 安全・安心の視点による公共施設等の整備

- ・犯罪心理に、「その気にさせる環境(まちなかの汚れ等)」がある。
- ・防犯の視点によって公共空間の安全性を高めることが大切。
- ・少子高齢化、人口減少時代の施策プライオリティの尺度に犯罪防止の視点を。
- ・空地、未利用地に対して、犯罪防止の視点から地域等による一時利用の道を開く。

(5) 連携の強化

- ・まず、関係するセクションで問題を共有する「場」を設けることが大切。
- ・既存のセクションで対応できないことがあれば、受け皿を考えることが大切。

(6) 犯罪被害者等への支援

- ・犯罪被害者が、気軽に相談できる「場」があることが大切。
- ・犯罪被害者相談には、高度な専門知識や経験が求められる場合がある。
- ・まずは相談を受け、情報の提供や適切な専門の相談窓口への橋渡しができる総合相談窓口の設置を検討してほしい。

- ・相談に適切に応じられる人材の育成が大切である。

- ・犯罪被害者に関する報道姿勢に疑問を感じる場合もある。
- ・報道の自由の観点から規制を設けることは難しい。報道倫理の遵守が大切。

① 様々な世代との連携促進を

- ・一人ひとりの防犯意識を高めていくためには、様々な世代の人たちの理解を得ていく必要があります。

② 地域ごとの取組や意識の差を埋めるためにも、参加のきっかけづくりを

- ・地域ごとの取組や意識の差を埋めていくためのきっかけづくりを行っていく必要があります。

③ 活動への励みにつながる顕彰制度の創設を

- ・顕彰制度の創設は、地域住民の関心を高め、地域防犯活動の活発化にもつながります。

④ 犯罪情報の共有を妨げるバリアーの解消を

- ・必要とする情報を的確かつ即時的に伝える仕組みを整えていくことが必要です。

① 活動継続のための支援を

- ・地域防犯活動を継続させるための効果的な支援が必要です。

① 環境(ハード)の安全性の向上を

- ・公共空間において犯罪を誘発する環境を減らし、防犯の視点からさらなる安全性を高めていくことが必要です。

① 組織横断による安全・安心の推進を

- ・関係する組織間で問題の共有を図り、既存の組織で対応できない課題は、解決のための新たな体制を検討していくことが必要です。

① 犯罪被害者等の相談窓口の設置を

- ・情報提供や適切な専門の相談窓口への橋渡しができる総合相談窓口の設置を検討することが必要です。

② 犯罪被害者等からの相談に適切に応じられる人材の育成を

- ・相談窓口で犯罪被害者からの相談に適切に応じられる人材の育成が大切です。

③ 犯罪被害者等に関する報道

- ・報道姿勢に疑問を感じる場合もあり、報道する側の報道倫理の遵守が大切です。

## 北海道内市町村における犯罪被害者等施策の取組状況

犯罪被害者等施策について条例に規定している市町村

旭川市、富良野市、北竜町、沼田町、厚沢部町、寿都町、上ノ国町、乙部町、江差町、泊村、様似町、雄武町 以上12市町村

(※ いずれも平成19～20年度において安全・安心条例内に規定しており、単独の犯罪被害者等施策の条例ではない。)

以上の市町村において、具体的取組については現在検討中である。

(参考 条例抜粋)

○旭川市犯罪及び交通事故のない安全で安心なまちづくり条例（平成20年4月1日施行）

（犯罪被害者等への支援等）

第14条 市は、犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるようにするため、関係行政機関及び犯罪被害者等を支援する活動を行う団体と連携し、犯罪被害者等からの相談に応じるとともに、情報の提供その他の支援を行うよう努めるものとする。

2 市民は、犯罪被害者等の生活の平穏を害することのないよう配慮に努めるものとする。

○富良野市犯罪のない安全で安心な地域づくり条例（平成20年3月4日施行）

（支援）

第7条 市は、この条例の目的を達成するために活動する団体等に対し、必要と認める場合は支援を行うことができる。

2 市は、犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。）により被害を被った者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）の権利利益の保護を図るため、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）により、国、他の地方公共団体と連携し、相談体制の整備その他犯罪被害者等の支援に努めるものとする。

○厚沢部町安全で安心な町づくり条例（平成19年12月7日施行）

（町の責務）

第4条 町は目的達成のため、町民と協働して、次に掲げる事項の推進に努めるものとする。

(1)～(5) 略

(6) 犯罪被害者等の支援に関すること。

(7) 略

2 町は、前項各号に掲げる事項を推進するに当たっては、町の区域を管轄する警察署その他必要と認める関係機関及び関係団体と緊密な連携を図るものとする。



## 検討懇談会（第5回）資料

※ 資料 2 は、意見書（素案）のため省略。

### 市民や事業者の皆さん、地域ぐるみでできること

～それぞれに何ができる、力を合わせて何ができる？～

#### <情報提供などで、個人や家庭から防犯への関心を高める>

- ・地域防犯に対する個人の意識が低い。
- ・地域との関わりを拒む意識がある(ブライバシー重視)。
- ・その一方で、(振り込めサギ等)家のおきる犯罪への関心は高い。
- ・家のおきる犯罪も条例の対象にし、個人の意識を高める。
- ・地域防犯活動をしていない一般の人を対象に「気づいてもらう、知ってもらう」ことが大切。
- ・日頃から「誰に SOS すれば良いか」を知ってもらう。

#### <安全な繁華街になるようお店の協力も>

- ・繁華街での犯罪が多い。
- ・お店も防犯活動に協力することが大切。

#### <子どもや若者との連携で意識づくりを>

- ・地域防犯の中心となっている町内会も高齢化している。
- ・毎月、防犯活動をしているが、日常の意識づくりが大切。
- ・北大の学生と商店街が連携して地域活動が活性化している事例もある。
- ・小学生、大学生など若い人と一緒に活動することは防犯意識を高める。

#### <地域による意識や取組の差を埋める>

- ・地域活動が活発にならない地区もある(共稼ぎ世帯が多い等)。
- ・学校での安全安心マップづくりを通して危険なところを子どもに教えている。
- ・地域によって学校の対応が異なる。

#### <地域活動の立ち上げや参加のきっかけづくりが重要>

- ・連続放火事件をきっかけにパトロール運動、他の犯罪も減少
- ・活動に PTA の協力が得られないのが悩み。
- ・PTA も地域によって温度差がある。
- ・気軽に活動に参加できるきっかけづくりが重要。
- ・熱心に声かけをすれば、1/3 は参加してもらえる。

#### <区の境を超えた地域間連携を>

- ・不審者メールなど、区域を越えて配信されるべき地域に必要な情報もある。
- ・区が連携し情報が流れない。
- ・区の広域連携によるタイムリーな情報提供が大切。

#### <住宅地の防犯が今後の課題>

- ・公共空間のみならず、高齢化、空堀化に伴い、住宅地も同様に取組が必要。
- ・花壇等、美化活動といった気軽にできる取組も防犯につながる。

### 「(仮称)札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」検討懇談会 意見概要一覧

#### 札幌市に求められる取組

～具体的な取組がより効果的に行われるためには、何が必要？～

#### <地域防犯活動の継続のための支援を>

- ・活動の立ち上げより継続していくことが大変。

#### <地域防犯活動の顕彰が活動への励みにつながる>

- ・ポラテンティア活動を地域で認めてもらう。
- ・市による地域防犯活動の顕彰は有効。

#### <環境(ハード)の安全の向上を>

- ・犯罪心理に、「その気にさせる環境(まちな流れ等)」がある。
- ・防犯の視点によって公共空間の安全性を高めていくことが大切。
- ・少子高齢化、人口減少時代の施策ブライオリティの尺度に犯罪防止の視点を。
- ・空地、未利用地に対して、犯罪防止の視点がら地域等による一時利用の道を開く。

#### <都心、中心市街地では公共空間に市民が係る仕掛けを>

- ・公共空間で、いつも誰かが、何かに関わっていることが防犯の視点にも有効。
- ・公共空間への関わりづくりのメニューと場所づくりが大切。

#### <住宅地の防犯が今後の課題(再掲)>

- ・公共空間のみならず、高齢化、空堀化に伴い、住宅地も同様に取組が必要。

#### <犯罪情報の共有を妨げるバリアを解消する>

- ・犯罪情報が行政区域で分断され、必要な人に伝わらないことがある。
- ・情報が必要な人に的確に流れる仕組みをつくる。
- ・まちセンや区に情報の中継地としての役割が求められる。
- ・適切な情報の集約と必要な受け手に配信する仕組みが必要。

#### <組織横断による安全・安心の推進を>

- ・まず、関係するセクションで問題を共有する「場」を設けることが大切。
- ・既存のセクションで対応できないことがあれば、受け皿を考えることが大切。

#### <様々な防犯の取組みを広く紹介する>

- ・地域における様々な防犯活動を広く市民に周知してほしい。

#### 犯罪被害者等への支援

～犯罪被害者等への支援のために札幌市に求められる取組は？～

#### <犯罪被害者の相談窓口の設置を>

- ・犯罪被害者が、気軽に相談できる「場」があることが大切。
- ・犯罪被害者相談には、高度な専門知識や経験が求められる場合がある。
- ・まずは相談を受け、情報の提供や適切な専門の相談窓口への橋渡しができる総合相談窓口の設置を検討してほしい。

#### <犯罪被害者からの相談に適切に応じられる人材の育成を>

- ・相談に適切に応じられる人材の育成が大切である。

#### <犯罪被害者に関する報道>

- ・犯罪被害者に関する報道姿勢に疑問を感じる場合もある。
- ・報道の自由の観点から規制を設けることは難しい。報道倫理の遵守が大切。

#### 安全で安心なまちづくりにおける「犯罪の防止」の捉え方

～犯罪の発生する機会を減らすという考え方だけでなく、犯罪者を生かすという考え方も必要？～

- ・再非行防止の観点からの「防犯」も重要ではないか。
- ・そうした観点からの「犯罪予防」の重要性は理解できるものの、関連する課題が極めて広範であり、社会的かつ家庭の根幹に依存する課題・テーマとなるのではないか。
- ・こうしたことから、この問題については方向性をしっかりと見定めながら、別な条例や体制をつくっていくということが適当ではないかと考える。
- ・当初の方向性のとおり、犯罪を起こしにくい環境をどのようにつくっていくかという観点から意見書をまとめる。

黒文字-第2回、第3回での意見  
青文字-第4回での意見



現時点における条例素案の策定に向けた方向性と考え方

懇談会での主な意見（要旨）

- ・市民の自主・自立性に支えられた安全で安心なまちづくりが大切です。
- ・プライバシーにも配慮しつつ、日常の「気遣い合い」を基本に進めることが大切です。
- ・防犯活動は地域のつながりづくりにつながります。
- ・多様な価値観との共存は、住民議論で解決することが大切です。
- ・福祉などの他の分野との連携が大切です。
- ・地域の課題や実情に応じた取組を進めることが大切です。

- ・地域活動の第一歩は家庭からです。
- ・市民は、防犯への関心を高めることが大切です。
- ・地域活動の立ち上げや参加のきっかけづくりが重要です。
- ・事業者も安全で安心なまちづくりの担い手です。
- ・札幌市は、安全・安心のためのメニューづくりを。

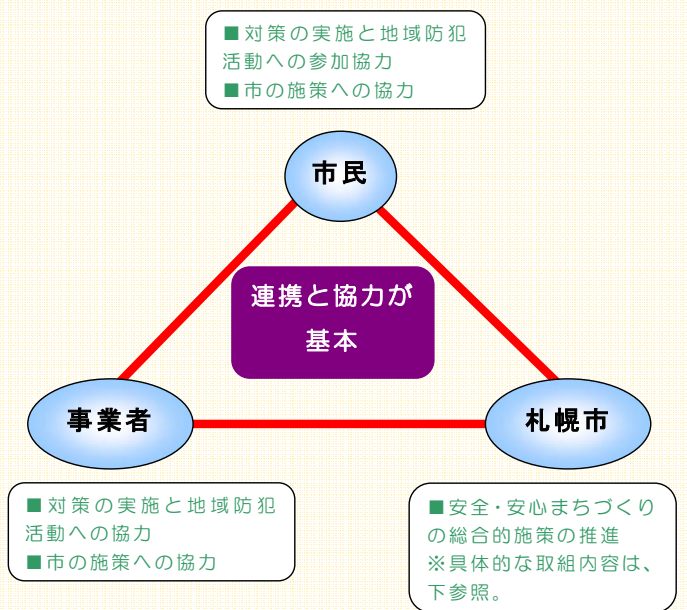
- ・様々な世代との連携促進を。
- ・地域ごとの取組や意識の差を埋めるためにも、参加のきっかけづくりを。
- ・活動への励みにつながる顕彰制度の創設を。
- ・犯罪情報の共有を妨げるバリアーの解消を。
- ・活動継続のための支援を。
- ・環境（ハード）の安全性の向上を。
- ・組織横断による安全・安心の推進を。
- ・犯罪被害者等の相談窓口の設置を。
- ・犯罪被害者等からの相談に適切に応じられる人材の育成を。

方向性と考え方

- 市民自治の精神の尊重
- 地域の特性や実情に応じた取組の推進
- 地域におけるさまざまな分野との連携
- プライバシーへの配慮とコミュニティの活性化

基本理念の考え方

主体（市民・事業者・市）の役割



札幌市が進める基本的な施策

- 安全・安心なまちづくりの実現に向けたさまざまな啓発事業の実施
- 地域の皆さんが行っている防犯活動に対する支援の実施
- 犯罪の防止に配慮した環境（ハード）整備の推進
- 協議会の設置等、連携のための体制の整備
- 犯罪被害に遭ってしまった方に対する情報の提供、相談などの支援の実施
- 具体的な事業を盛り込んだ基本計画を策定し、社会情勢に柔軟に対応した施策事業を推進